

平成20年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

9月24日（水）午前1

0時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（柳議長）
- 日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 加藤教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 報告第 5号 平成19年度嵐山町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第60号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第61号 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第62号 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第63号 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第64号 平成19年度嵐山町水道事業決算認定について
- 日程第13 請願の委員会付託
-

○出席議員（14名）

1番 畠山美幸 議員

2番 青柳賢治 議員

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 金丸友章 | 議員 | 4番 | 長島邦夫 | 議員 |
| 5番 | 吉場道雄 | 議員 | 6番 | 藤野幹男 | 議員 |
| 7番 | 河井勝久 | 議員 | 8番 | 村田廣宣 | 議員 |
| 9番 | 川口浩史 | 議員 | 10番 | 清水正之 | 議員 |
| 11番 | 安藤欣男 | 議員 | 12番 | 松本美子 | 議員 |
| 13番 | 洪谷登美子 | 議員 | 14番 | 柳勝次 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 杉田豊 |
| 書記 | 菅原広子 |
| 書記 | 石橋正仁 |

○説明のための出席者

| | | |
|-----|----|-------------|
| 岩澤兼 | 勝次 | 町長 |
| 高橋 | 兼 | 副町長 |
| 安藤 | 三 | 総務課長 |
| 金井 | 文 | 政策経営課長 |
| 富岡 | 文 | 税務課長 |
| 中嶋 | 秀 | 町民課長 |
| 井上 | 裕 | 健康福祉課長 |
| 田邊 | 淑 | 環境課長 |
| 水島 | 晴 | 産業振興課長 |
| 木村 | 一 | 都市整備課長 |
| 小澤 | 博 | 上下水道課長 |
| 安藤 | 高 | 会計管理者兼会計課長 |
| 加藤 | 信 | 教 育 長 |
| 小田 | 一 | 教育委員会学務課長 |
| 田幡 | 幸 | 教育委員会生涯学習課長 |
| 水島 | 晴 | 農業委員会事務局長 |
| | | 産業振興課長兼務 |
| 松本 | 武 | 代表監査委員 |
| 藤野 | 幹 | 監査委員 |

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 20 年嵐山町議会第3回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎町長あいさつ

○柳 勝次議長 まず、議事に先立ちまして、さきの町長選挙におかれまして、岩澤町長が2期目の当選を果たされました。まことにおめでとうございます。

それでは、岩澤町長より就任のあいさつを求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきました。平成 20 年第3回定例議会に当たりまして、町長再任のあいさつを述べさせていただきます。このような機会をいただきまして、大変ありがたく存じている次第でございます。

さきの町長選挙におきましては、多くの議員の皆様より力強いご支援を賜り、ありがたく重ねて御礼を申し上げる次第でございます。そして、多くの町民の方々にも前回の町長選時に比べても、格段のご支持拡大をさせていただきました。これらご支援の大きさを思うときに責任の重大さを改めて感じ、身の引き締まる思いでございます。

また、今回の選挙で残念ながらご理解が得られず、ご批判をいただきました方々のご意見にも真摯に耳を傾けなければなりません。町民のご意見に対して、同じ目線で町政に当たれるよう姿勢をさらにただして、嵐山町の発展と町民福祉の向上、この1点を心魂に据えて、初心忘れることなく町政運営に当たることを改めてお誓いをするものでございます。議員の皆様方におかれましては、今後ともよろしくご指導のほうお願いを申し上げます。

さて、1期4年は矢のごとく過ぎ去りました。国を初め県・町の財政は大変危機的状況でございます。今私たちは国を初めとして次世代に負担を先送りすることによって現在の体制が成り立っております。国の借金はふえるばかりであります。しかし、この状態を是とするものではなく、国は行財政改革を行ってまいりました。今後はさらに新たな構造改革の必要性に迫られるものと考えられております。誕生いたしました自民党の新総裁も喫緊には景気対策、中期的には財政再建、長期的には構造改革、このように申しております。

このような環境のもとで平成16年9月、町長就任以来行財政改革を断行いたしまして、町の借金を約11億円減らす成果を生むことができました。また、役場職員の意識改革も進め、時代の要請や社会の変化に対応し、町民の皆様や地域のニーズを的確にとらえ、迅速に対応していくための対策も講じてまいりました。

このように厳しい財政状況のもとでございますが、次のような事業も行うことができました。

鎌形小学校の菅谷小学校への統合、指導主事の増員、学校施設の整備、また嵐山駅西口の整備、広域バス路線の新設、生活道路あるいは歩道の整備、そして水道料金の見直し、子供医療費の見直し等々行うことができました。

しかし、これから嵐山町が持続可能で基本構想に描かれている豊かな自然の中で生き生きと健康に暮らせる社会を目指すには、今までの行政体制、これでは対応できるのか課題が残っております。後期基本計画を実現するためにも事業を選別をし、嵐山町の資産、資源を集中化を図ることによって、さらに町民要望にこたえていかなければなりません。現在町が抱えている多様な問題や課題は今までのような町民を顧客とした自治体経営の手法では解決が困難ではないかと思っております。今後は行政主体による行政サービス効率化の手法から合意形成を重視をした多様な主体の役割分担と協働による地域社会の発展を考える地域経営という視点で自治体の経営を推進をしていく必要性を痛感をしてまいりました。4年前の就任時より実施をいたしました地域コミュニティ事業は、特にこの視点に立った事業でございました。サービスの提供者、受益者がともにまちづくりに参加をし、行政サービスと地域全体の満足度を高める協働によるまちづくりの意識が高まってまいりました。4年前に比べまして、福祉のボランティア、教育関連のボランティア、安全安心のボランティア、それぞれが格段の増員をしております。これまでの4年間は、この地域経営の視点、考え方が醸成をされ、拡散されたことが私にとりまして一番大きな成果かと考えております。嵐山ってい

いな、嵐山に住みたいな、こんなまちづくりを今後さらに進め、町民をはじめ自治組織、各種団体、地元企業が参加をして、地域経営によるまちづくりがさらに一層の進展が図れるよう努める覚悟でございます。

平成20年、今後4年間の計画していく事業について次に述べさせていただきます。事業実施に当たりましての基本姿勢といたしましては、事業をどの角度からの切り口にしても、その切り口がすべて安全安心、そして優しさが感じられること、そして町民の皆様のためにこれを一義といたしまして推進をいたしてまいります。

まず、人づくり、教育関係では、現在の幼稚園、これを(仮称)子供センターというようなものにリニューアルをいたします。七郷小学校、菅谷小学校の体育館、これを建てかえをしていきます。菅小学童保育室の増室を行います。子供医療費については、義務教育終了まで入通院の無料化を図り、さらに子供医療費の窓口払いも廃止の方向で進めてまいります。

役場の仕事関係では、職員の意識改革もさらに進め、仕事の効率化、簡素化、そして温かみのあるサービスの創造に努めてまいります。町長就任以来の行財政改革も孫子に過大なつげを残さないためにも継続をして実施をしてまいります。男女共同参画社会の実現をさらに進めてまいります。

暮らし関係でも優しさを基本として実施をしてまいります。交通弱者の方々が気軽に外出できるように目的地まで乗り合いでいく(仮称)ふれあいタクシーを運行し、嵐山の地域に合った足の確保、これを図ってまいります。ごみの減量化を一層推進するため生ごみ処理器などの補助制度を導入を図ってまいります。太陽光発電でCO2の排出削減を図るエコキュート補助制度も創設をいたしてまいります。

次に、まちづくり防災関係では、一般住宅の耐震診断及び耐震住宅のリフォーム実施世帯の補助制度を創設をいたします。東原第2公園、金沢山里山公園、広野2区の親水公園の整備を行ってまいります。旧役場跡地には、(仮称)ふれあい交流センター、そして防災広場をつくってまいります。平沢地区区画整理事業を引き続き支援をし、早期完成を目指してまいります。消防団第2分団1部の消防車両の更新もいたします。道路、歩道、これらを計画的に設置をし、優しい道づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上、特に住民要望が高く、必要性の高い事業を財源の効率的運用という観点から選別をし、集中化を図りながら行政サービスをさらに高めていきたいと考えております。いずれにいたしましても厳しい財政状況に変わりはありません。しかし、嵐山町発展のためさらなる努力をする覚悟でございます。今後の嵐山町政の運営に当たりましては、議員の皆様方、町民の

皆様方の一層のご指導とご協力を衷心よりお願いをする次第でございます。

以上を再任のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第12番議員 松本美子議員

第13番議員 渋谷登美子議員

第1番議員 畠山美幸議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 皆さんおはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして9月17日議会運営委員会を開会をいたしました。当日の出席者は議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、金井政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、人事1件、条例5件、予算7件、決算6件、その他3件、合計23件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日9月24日から10月10日までの17日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日24日から10月10日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月10日までの17日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、さきの定例会において可決されました議員提出議案第8号 公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書及び議員提出議案第9号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書、以上2件の意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係大臣等に提出しておきましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告1件、人事1件、条例5件、予算7件、決算6件、その他3件の合計23件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、松本代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、5月定例会から8月までの間の議会活動状況につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職あて提出のありました請願2号「消費税の税率引き上げ反対を求める意見書」の提出を求める請願、請願第3号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める請願、請願第4号 嵐山町の子どもたちが安心・安全な学校生活を送れるように願う請願書、請願第5号「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願及び陳情第3号 日本人拉致事件解決のための人権啓発活動の一層の充実を求める陳情についての写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○柳 勝次議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせてあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成20年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

また、松本代表監査委員並びに藤野議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案いたします議案は、報告1件、人事1件、条例5件、予算7件、決算6件、その他3件、計23件であります。なお、追加議案を予定しております。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願いをする次第でございませぬ。

次に、平成20年5月から8月まで主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する報告書でご報告を申し上げますので、ご高覧をお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会からお手元の122条による事務に関する説明書についてご報告申し上げます。

37ページから教育委員会関係ですが、学務課関係、生涯学習関係、事務について掲載してございますので、ご高覧いただきたいと思います。私の

ほうから3点ほどご報告を申し上げます。

1点は給食調理場についてですが、おかげさまでそれぞれの事務等を進めてまいりまして、食器の選定、それから厨房機器の選定について、特に厨房機器の選定につきましては、プロポーザル方式で5社から応募をいただきまして、現在ご提案に基づいて選定中でございます。この給食調理場の建設、来年の9月稼働に向けて進めておりますが、現在の進捗状況、今後の予定については全員協議会で細かなご指導をいただきたいと存じます。報告をさせていただきます。

2点目は嵐山幼稚園の移転に伴う鎌形小学校の改修でございますが、埼玉県住宅供給公社とのやりとりの中で、おかげさまで全体の図面、それから主な改修の内容等が決まりましたので、またこれまた全員協議会について現状、来年の4月1日までの予定等についてご報告申し上げ、ご指導いただきたいと存じます。

最後に3点目はそこに書いてございませませんが、学校教育関係の大きな流れとして10年に一度の学習指導要領の改定がございました。今回は小学校は23年度、中学校は24年度の完全実施ですが、具体的にはもう来年から移行措置が動き出すと。そういう中で嵐山町も小学校5、6年生の外国語活動を来年から実施すると。そういう関係上、小学校の授業時数もどの学年もふえていくと。また、中学校も主要教科について授業が増加されます。こういう流れの中で既に夏季休業日中にこれらの動きに対してどう対応していくかについて全教職員の研修会も行わせていただきました。滞りなく教育課程が進めるよう、また学校現場と連携しながら進めさせていただきたいと存じます。

以上でご報告を終わります。ありがとうございました。

◎常任委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会の特定事件についてご報告を申し上げます。朗読をもってかえさせていただきます。所管事務の調査報告から朗読いたします。

所管事務の調査報告

本委員会は、「嵐山町の消防について」と「鎌形上大ヶ谷の開発について」を調査研究するため、6月26日と7月16日に委員会を開き、また6月

30日及び7月1日に新潟県新潟市の消防団と新潟県川口町の視察研修を行った。「嵐山町の消防について」は最終報告とし、「鎌形上大ヶ谷の開発について」は中間報告とする。

(1)「嵐山町の消防について」

はじめに視察研修の報告を行います。

6月30日、新潟市消防団の「消防団員の確保対策と女性消防団員の活動について」の報告

当日は、新潟市消防団の小原団長並びに藤田、島倉両副団長を初め外3名の方が出席し、映像を使いながら次のような説明があった。

新潟市は平成17年に近隣13市町村と合併し、人口が80万人を超え、平成19年に制令指定都市となった。新潟市は、たびたび大火並びに災害に遭遇してきた町である。昭和30年新潟大火に、昭和39年には新潟地震が発生し、近年では平成16年に新潟・福島豪雨や中越大地震、そして昨年の中越沖地震が発生している。これらの災害に地域に密着した消防団は、重要な役割を果たしてきた。

新潟市消防団の組織は、1団8方面100個分団455個班で定数6,443人である。現在は男子団員が6,058人、女性団員が113人で充足率は95.7%である。女性消防団員は、平成18年10月発隊式を行い、正式に団員となった。女性消防団員をなぜ採用したのかというと、

- ①消防団の活性化
- ②男女共同参画
- ③地域コミュニティーとの連携強化を図るためである。

また、活動内容は

- ①火災予防広報活動
- ②高齢者家庭等の防火指導
- ③応急手当普及啓発
- ④各種訓練及び行事・式典への参加
- ⑤自主防災組織への協力及び指導
- ⑥消防警戒時における広報活動及び後方支援活動

等である。なお、女性団員が直接火災現場で消火活動に当たることはない。

女性団員の勧誘方法として次の説明がありました。

当初は、公募に対し反応が鈍かったということでした。そのため募集方法を大胆に進めることにしたということです。市報「にいがた」やホームページに掲載することはもちろん、新聞折り込みやテレビで流すなどメディアを使い、ポスターを張り出したり、パンフレットも作成し、配布をしたということです。そ

して、再び公募した結果、18歳から58歳の112名が応募してくれたということです。55歳を過ぎると退職保証金が出ないので、採用条件外でありましたが、本人がそれでもよいということでこの方は採用されたということでありました。

愛称「ひまわり隊」の活動

愛称「ひまわり隊」と名づけ、配属は各方面隊本部付として、全区域での活動となっております。

コミュニケーションは男性消防団員よりすぐれていて、AEDの講習指導や応急手当の普及啓発活動など優しく教えられるのがよい結果になっているということです。また、高齢者宅を訪問しての防火指導や防火診断など安心して迎え入れてくれて、火災予防も進んでいるということです。消防概況を見ると、平成17年の出火率が2.0%、平成18年が1.9%、平成19年は1.8%に下がり、平成19年は制令市、中核市の中で2番目に低い結果であったということでした。

現在の女性団員の職種は会社員が36名、パートが24名、主婦が18名等であります。また、年齢層は40歳代が42名、50歳代が27名、30歳代が26名等で、平均は41.1歳であります。

女性ならではの気づかいがよりよい結果となって、住民への啓蒙啓発活動につながっているのではないかと分析しておりました。

続いて、7月1日、新潟県川口町の「災害時における地域コミュニティーの果たした役割について」の報告です。

当日は、北村総務課長ほか2名が出席し、映像を使いながら次のような説明がありました。

川口町は新潟県のほぼ中央に位置し、人口5,200人余り、面積が50平方キロメートル、魚沼産こしひかりやエノキタケなど農業が基幹産業の町であります。平成16年10月23日午後5時56分に発生した中越地震(震度7)の震源地であります。川口町では、死者6名、重軽傷者62名、家屋の全壊606棟、半壊・損壊787棟で、火災は1件という被害でありました。阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊や火災によって亡くなる方が多かったわけですが、中越大地震では雪国地方の丈夫な住宅が多く、比較的これらの件は少なかったということです。しかし、転倒したり倒壊家具やガラスの破片によるけがややけどをした人が多く、また長期にわたる避難生活の間に体調を崩して亡くなる人が多くいたのが特徴でありました。

役場では電気の復旧に1週間かかり、この間電話と防災無線が使えないため、情報は職員が出勤の際に得た情報と消防の無線だけであったということです。状況把握が不十分であったため、特に安否確認では消防団が

自発的に各家庭を回って確認したということです。また、電気の復旧後も不十分な食事が続いていることから、社会福祉協議会が高齢者宅に牛乳を配布しながら同時に安否も確認したということです。

地震から3日間は十分な支援がなかったため、着のみ着のままでの避難生活は、各家庭から食材を持ち寄り食事をつくったり、学校のテント、紅白幕、ブルーシートなどを組み合わせ、雨風をしのげるスペースを確保するなど、あるものをかき集めて避難場所をつくったということです。

また、道路が損壊し通行ができないところは、地元の重機を持っている人に地域の人々が直接依頼し、車1台がようやく通れるまで復旧、そして物が運ばれるようになったということでした。

このように住民が地域力を発揮して避難生活を乗り切ったということでした。今、川口町は復旧を終え、復興に向けているところであるということです。

<嵐山町の消防についてのまとめ>

1 嵐山消防団に女性消防団員の採用の検討を

当町の消防団は、定数 93 名が確保されています。一たん、火災が発生すれば昼はもちろん夜中でも出動し、また当然危険を伴うことも予想される中で、消防団に理解あり、ご協力をいただいていることに改めて敬意を表するものです。

ところで、新潟消防団の女性消防団員の活動は、新たな示唆を与えてくれたと思っております。女性ならではのコミュニケーション力を生かして、各家庭を回っての防火指導や防火診断、またAEDの講習指導をはじめとした応急手当の普及活動など、住民への啓蒙啓発活動は今後の当町の消防団活動として取り入れていくべきものと考えました。

なお、定数が確保されているとはいえ、年々男性消防団員の勧誘が難しくなったから、その代替案としたということではないことも付記しておきたいと思えます。

2 自主防災組織の早期の組織化を

川口町を視察研修した中で、災害に遭った住民から3日間は自力で生活してくれというものをもっと前に言ってほしかったとのことでありました。自助、共助で行政が手助けできない期間、生活をしてもらうためには、事前の意識づけが重要であります。それが自主防災組織でありますから、一日も早く組織化を急ぐ必要があります。

そういう点で七郷地域で、本年初めて組織化されました町の努力を評価しながらも、今後の組織化については未定であります。やはり早期の組織化を図るように最大限の努力を求めたいと思っております。

(2)「鎌形上大ヶ谷の開発について」

①6月26日の委員会

初めに、今後の進め方について協議を行いました。

都市計画法に基づく開発申請であっても検査ができるように条例改正を求める意見書の提出をするため調査研究をしていくことと、開発事業の終了、または本委員会の委員の任期まで特定事件として調査研究することを協議し、合意をいたしました。また、事業者に参加人として直接聞くのも抑制効果があるのではないかと、後日事業者を参加人として呼ぶことでも合意をいたしました。

続いて、木村都市整備課長と内田副課長に出席を求め、質疑を行いました。主なものは次のとおりです。

問 事業開始はいつごろか。

答 都市計画法 32 条同意に町は、まだ同意していないので許可自体がおりていない。また、計画高さについて、1メートル 50 センチ下げること合意していただき、その修正図面が提出されていないということもあり、今はいつごろかはわからない。

問 1メートル 50 センチ下げるといことは、埋め立て残土は少なくなるのか。

答 そうはならないと思う。それは開発面積をふやすということで計画をしているからである。

問 書類申請の順序を伺いたい。

答 町が窓口であるから、町に申請が提出され、町は同意書をつけて県に進達し、県はそれを審査して、問題がなければ許可を出すという順番になる。

②7月16日の委員会

当日は田邊環境課長に出席を求め、「埼玉県の土砂条例の適用除外と過去 10 年間の嵐山町での埋め立てについて」次のような説明があった。

県の土砂条例には次のような適用除外がある。都市計画法、森林法、道路法、河川法、宅地造成等規制法等である。なぜ都市計画法等が適用除外になっているのかということをお県に問い合わせたところ、「災害防止的な技術の基準があり、それがこの条例の基準と同等かそれ以上であれば、安全であるわけだ。この条例は安全なたい積であるかどうか」であるということであったということです。それでチェックが及ぶのかということだが、県の土砂条例を汚染された土砂の搬入を禁止しているから、そこで規制ができるということであるということです。なお、農地法は適用除外になっていないが、これは農地法での許可も得ないといけないので、除いたということになります。

過去 10 年間の嵐山町での埋め立てについては、23 件あり、埋め立てが 16 件、盛り土、切り土が 7 件の申請があったということです。多いところでは、平沢・鎌形が 4 件ずつ、千手堂・越畑が 3 件ずつであります。吉田は 2カ所になっておりますが、このうち 1カ所については地権者は同意しましたが、地域・水利組合との同意が得られなかったため、申請人取り下げを行ったということでした。

これらの説明後、質疑に移りました。

問 国には埋め立て等を規制する法律はあるのか。

答 土壌汚染防止法の対策法があり、勝手に捨ててはいけませんが、埋め立てを規制する法律はない。

問 「適用除外」は県条例を変えるだけでよいということか。

答 県条例を変えるだけでよい。

問 「適用除外」を設けた理由には土壌汚染のことは全く考えてないということか。

答 そういうことである。

問 吉田で取り下げがあったというが、ほかにはあるのか。

答 広野 2 区で申請が上がっていたが、都市計画法の 32 条同意について町は「不同意」とした。それで業者は事業をやめた。

以上、報告し、引き続き調査したいので、中間報告とします。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいとはございませんか。

10 番議員、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 消防の関係なのですが、このまとめですと、嵐山町の定数 93 名の中に女性消防団を含めるというように感じるのですが、現在の状況の中でこの 93 名、要するに男性の消防団、前線に出ている消火活動について 93 名より減らしても大丈夫だという認識なのかどうか、1 点お聞きをしたいというふうに思います。

それから、ここには触れてないのですが、嵐山町の消防団の一番の今の課題は、平日の日中の火災についての対応が求められているのではないかなというふうに思うのですね。前にもいろいろ消防団の人との交流の中では、昔の援助隊といったかな、援助隊ではないかな、地域の中でいわゆる消防経験者が日中の火災について出られるような方法がとれないかということでもいろいろ検討した経過があります。ただ、その場合に災害補償ができないということで、公務災害についての適用ができないということでなかなか実現がしなかったわけですね。そういう面からすると、今現在は町長の理解もあるのでしょうけれども、役場の消防団員の人には団を超えて消防活動

をするということも分団によっては人数が足りない部分があって、そういう隊員も認めるようにするというふうになっているそうです。そういう面では、定数が93、前線に出る、前線で消火活動をする人が減ることによって、要するに女性の団員を入れるということは、この定数を変えないで入れるということは、前線の消防活動をする人が減ることですから、そういう点での弊害が生まれないのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 この提案は、一たんここにも書いておきましたが、火災が発生した場合には、男性団員のほうが敏捷性や力もありますからこれは有利だということから私たちもわかっているのです。一番の提案の理由は、予防に、今後は予防に力を入れていって、いかに火災を出さないか、放火等も家の周りにいろんなものがあつたらなりやすいですから、そういうものにもいかに気を配れるように住民の意識づけ、そこを一番啓蒙啓発していって、火災を防ぎたいと、そういうまちづくりをしていくことが大事だというふうに考えて、実際に新潟市ではやっておりますので、そこを一番重きを置いてこういう提案をいたしました。

では火災が発生したら大丈夫なのかということの質問ですが、正直に言いまして、その点での議論は行われなかったわけですがけれども、差しさわりのない人数の中で女性の役割というものをきちんと位置づけていただければなというのがこの提案の趣旨です。

以上ですが。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 予防ということであれば、ちょっと内容がよくわからないのですが、今嵐山町には5分団ありますけれども、その5分団の中に消防団員をふやすということであれば、今も毎月2回の定例の巡回をしていただけてますし、分団によっては春・秋の消火栓の、地元へ行っての消火栓の訓練だとか地域の人たちと一緒にそういう活動もやられているのですね。それは多分ご存じなのだと思うのですね。そういう中で私は定数をふやして、その新たに女性消防団員という組織を別にするのであればわかるのですが、分団の中に女性消防団員を1人、2人入れたからといって、予防活動にそれが効果があるというふうには思わないのですね。各分団ともそういう形で毎月の定期の活動をしているわけですから、その分団、その定期を超えて女性団員だけが予防活動に参加するような活動をしていくというのは、非常にそれは活動上からすると困難だというふうに思います。嵐山町に1つの女性消防団というものをつくるのであれば別ですが、

分団の各分団、5分団の中にその消防団員、女性消防団を入れたにしても、今言われたように予防活動をその中でできるというふうにはならないのです。だとすれば、その嵐山町に新たに定数をふやして、女性消防団をつくるという方法を検討していくということのほうがよりベターなのではないかというふうに思うのですが、見解をお聞きしたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔「暫時休憩お願いします」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○柳 勝次議長 総務経済常任委員会報告の質疑の途中ですが、先ほどの町長の就任のあいさつの中で、町長から訂正を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変申しわけございません。先ほどの七郷小学校の体育館建てかえのところで、「七郷小学校、菅谷中学校」というべきところを、「七郷小学校、菅谷小学校」と言ってしまったようですので、訂正をいたします。「七郷小学校、菅谷中学校の体育館を建てかえ」、このように訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○柳 勝次議長 それでは、引き続き質疑に入ります。

既に、清水議員の質問が出ております。

委員長に答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 時間を空費いたしまして大変申しわけありませんでした。

定数を拡大して、そして女性枠をというご質問でありました。ちょっと確認をとろうと思って、前の会議録を見ようと思ったのですが、ちょっと手元にありませんでしたので、定数について質問が出てたのですけれども、そのときの会議録を見ようと思っていたのですが、ちょっと手元にありませんでしたので、そのときはたしか93名の定数というのは、ふやしたり減らしたりという

のは、簡単にはできないような答弁であったというふうに記憶しているのです。ただ、今回の提案というのは、そういう拡大ももし可能であれば、当然現状は維持して、女性枠は別な枠でしていただければよいし、それが無理であれば、やはりこの定数内で女性の持つ力を発揮できるようにしていただきたいということでありまして、いずれにしても女性の団員の力を発揮する場を設けてほしいという提案でありますので、定数についてはこちらでどうのこうのということは協議もしませんでしたし、我々の提案としてはないということでご理解いただければと思います。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 先ほどもお話をしたように、各分団に例えば3人なり4人入ったからといって、その女性団員がその分団の中で力が発揮ができるかという、それはなかなかできないのではないかなというふうに思うのですね。私は女性団員を入れなくていいということではないのですけれども、より女性団員の力を発揮するということであれば、今の5分団のほかに新しく女性団員の女性団という消防団をつくっていかない限り、私はできないのではないかなというふうに思うのですね。今の各分団の消防の活動については、先ほども言いましたように、定例の活動があります。それは団によっては1日、15日あるいは5日、20日とかというふうに各2回決まっているのですね。そのところをこの地区というのが各分団の中にあって、啓発活動をやっている。そういう活動以外に、では女性、予防活動をするのだということであると、女性の力というのは、そのほかにどういう活動を想定してやられるのか。一番やはり嵐山町の消防の活動で一番欠けている部分が先ほど言いましたように、平日の日中の活動、消火活動ですね。先ほど私予備員と言いましたけれども、予備員ではなくて、援助隊と言いましたけれども、予備員ですね。予備員というのは、前何十年か前に消防の経験者の人が経験があるかと思うのですけれども、いわゆる地元で消防経験をしている人たちが地元に住んでいる人たちを予備員として登録をして、平日の日中の活動について火災活動についてその人たちの協力も得ようというふうにやりました。1の2の分団については、そうした経験も実際にあるわけですね。ただし、公務災害が該当しないということがあって、ではその部分については、町がその公務災害を補償していけばできるのではないかなという話も団員のほうからも出たことも事実です。その部分を補充するのが私は消防活動の中では一番今求められているのではないかなというふうに思います。確かに消防団員そのものがなかなか人員が確保できない。また、日中の火災については出動ができないという中で、その部分が私は一番欠けている部分ではないかなというふうに思います。であれば、やはりそういう経

験者の力も借りながら、町長が言っている地域コミュニティーを充実させるということであれば、そういう人たちに力を借りて、町が費用を出してもそういう組織をつくり上げるということのほうがむしろ優先的にやるべき仕事なのではないかなというふうに思うのです。女性の人たちが啓蒙啓発活動をやるということであれば、新しく私は6番目の女性団員というものをつくっていかない限り、その中での2人、3人の団員が女性団員がいたからといって、その力が発揮できるとは思わないのですが、見解を、総務委員会の見解をお聞きをしたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 今の5分団の中に女性を入れたのでは、女性の力の発揮ができないのではないかとご質問ですが、本委員会でもそういうことで認識していて、新潟市のような方向でやっていただければと思います。そういう点で提案の中で落としてしまったわけですので、ぜひ女性消防団の活動という団を設けていただきたいということでもあります。愛称「ひまわり隊」と名づけということで、新潟市では配属を各方面隊本部づけとして全区域での活動になっているのですね、新潟市の場合。同じような位置づけで全区域での活動を嵐山でもやっていただけるような方向をとっていただきたいということでもあります。

それから、平日の日中の問題であります、なるほどということでも伺って聞いておりました。そういうこちらの提案の不十分さはあると思いますが、その点については委員会ではどうかということで、委員会でのご報告でありますので、委員会ではこういう提案にさせていただいたということでもありますので、ご了解いただければと思います。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 前段の「嵐山町の消防について」は、ちょっと今回最終報告ですから、前段の部分が抜けているのであれば、まとめの部分できちっと入れておかないと、町に対する提言にはならないと思うのですけれども、その部分が抜けているのであれば、まとめの部分できちっと入れて最終報告にする必要があるというふうに思うのですけれども。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時12分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま清水議員の発言は、一応意見として取り上げていきたいと思

ます。質問のほうも第3回既に終わってますので、そういう形をとりたいと思います。

ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 はい、ご苦労さまでした。

ないようでございますので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、文教厚生委員会より閉会中の特定事件でございます町民の健康づくりについて調査結果をいたしておりますので、報告をさせていただきます。

嵐山町議会議長 柳 勝次様

文教厚生常任委員長 松本美子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告をいたします。

記

本委員会は、閉会中の特定事件である「町民の健康づくりについて」を調査するため、7月7日、8月6日に委員会を開会及び8月4日に長野県東御市を視察研修を実施し、調査研究をいたしました。

(1)7月7日の委員会

当日は、説明員として井上健康福祉課長、大塚健康管理担当副課長に出席を求め、前回の委員会にて説明を受けてありましたので、直ちに質疑に入った。

問 肝炎ウイルス検査の結果や内容は。

答 特に慢性肝炎となるC型肝炎検査を実施し、要精検者は抗原検査、さらにはRN A検査を行う。対象人員は300人、受診者は174人で受診率は58%です。

問 予防接種は個別、集団、どちらの接種方法ですか。

答 予防接種には対象年齢があり、風疹、麻疹、日本脳炎、BCG、三種混合、すべて個別接種で予約は保護者が直接で行います。現在集団接種はポリオだけです。

問 小中学生の予防接種は学校で実施をしていますか。

答 風疹、麻疹は今年度より1回接種の人を対象に5年間期限つきで、3期が中学1年生の世代、4期が高校3年生世代が個別接種で行っていま

す。

問 元気度チェックの回収と事業は。

答 回収率 80%ぐらいで 25 項目チェック後に特定検診と介護検診を行い、特定高齢者 となった方に、なごみでは口腔栄養が中心、やすらぎでは運動口腔が中心の介護予防事業を実施いたしております。

問 めざせ 100 歳元気！元気！事業は。

答 去年は川島1区、広野2区を実施、今年度は菅谷7区、8区を予定しております。「子どもの心のケアハウス」の体育館が住民に開放してもらえるので、7区、8区 の区長さんには内諾をいただいているところでございます。

問 園児や児童の歯の指導については。

答 1歳6カ月、3歳児健診と親子教室で歯磨きの仕方と各健診の中で歯科指導を実施いたしております。

引き続き視察研修の説明を受ける。

長野県は保健事業が進んでいる県で1人当たりの医療費が一番少なく、健康長寿県の1つで、保健指導員制度が充実(397人)ほどいるということです。総務省が支援しているがんばる地方応援プログラムでは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開しており、みずから考えて取り組む地方自治体に対して、平成19年度より全国の市町村に地方交付税等の支援措置を講じた。このプログラムに健康づくり事業プロジェクトで参加している長野県の市町村を視察先とすることにした。全国で1,762市町村が1から18番まであるプログラムに参加しており、嵐山町は安全安心で快適なまちづくりに参加をしております。

質問の後、次回の協議を行い、委員会は終了いたしました。

(2)8月6日の委員会

当日は、井上健康福祉課長に出席を願い、8月4日に視察を実施した長野県東御市の健康づくり事業について検討を行った。東御市は、東部町、北御牧村の2町村で平成16年4月1日に合併をし、人口3万2,038人、世帯数1万1,460世帯、面積が112.13平方キロの市として新しく誕生いたしました。

視察についての意見は次のとおりです。

問 東御市は血清亜鉛濃度を血液検査のときに行い、19歳以上は無料で行っておりますが。

答 特定検診の中に追加ができる項目か、今後の課題というふうに考えています。

問 特定検診 75歳以上は無料でしたが。

答 町は1割負担 900円です。介護検診の実施と特定検診の受診券をす

べて被保険者 に送ってあり、希望者は受けてもらうことができます。

問 保健補導員が 397 人おり出席報酬ですが、町は増員の考えは。

答 保健推進員が 47 人おり、各区より選出され、年額報酬の 9,000 円ですが、増員することは可能と思います。

問 東御市では特定検診を前検診の医師の出前と本検診の2回を実施いたしていましたが。

答 東御市は、市民病院、診療所の2医院がありまして、国保の直診病院で対応でき 可能ですが、町では難しいです。

問 里帰り出産補助制度がありましたか。

答 埼玉県でも市町村が県内の医師会に加入をしており、341 医療機関と契約をして おります。さらに、県内外 876 医療機関と契約をしております。そのほかは町へ話 をしていただき、里帰り先の医療機関がOKならば、県の委託契約機関に追加する 制度ができております。

まとめ

事業の取り組みは大きな差は見られなかったのですが、保健推進員の差は大きく、東御市は研修を重ね、活動することで認識を高め、多数の保健補導員で全体・地区研修や講習会等も予防医療に取り組み医療費が全国に比べて低い理由の1つと思われます。老人医療費を見ても、1人当たりが 50 万円であるが、町は 80 万前後の状況であります。保健推進員の増員を図り、予防医療の充実を検討する必要があります。町民の健康を守る拠点として健康増進センターを中心に関係機関・団体と連携をとり、機能を十分に掌握する体制が必要です。

要望

- 1 血清亜鉛濃度の検査を特定検診の中でできないでしょうか。
- 2 精神疾患対策も図る。
- 3 保健推進員の増員で予防医療をさらに取り組みをする。
- 4 特定検診 75 歳以上は町負担で無料に。
- 5 機構改革の中で健康増進センターの充実を図る。

以上報告し、最終報告といたします。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして何かお尋ねしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に、町に対する要望事項等が

ございますので、これの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じます。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時24分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第6、報告第5号 平成19年度嵐山町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号 平成19年度嵐山町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

報告第5号は平成19年度嵐山町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 報告第5号につきまして細部の報告をさせていただきます。

お手元に報告第5号と本日参考資料を差し上げたかと思えます。この両方を用意していただければと思えます。まず、報告書の裏面のほうでございますけれども、まず健全化判断比率につきましてでございます。実質赤字比率につきましては、ないということでハイフンになっております。連結実質赤字比率につきましてもございませぬ。実質公債費率につきましては、13.9でございます。将来負担比率につきましては、107.9でございます。

次に、資金不足比率につきまして報告をさせていただきます。資金不足比率につきましても水道事業会計はございませぬ。備考欄に5億2,928万3,000円と記載してございますが、これにつきましては事業の規模を記載

したものでございます。これにつきましては、水道事業の損益計算書の中に
ございます営業収益のうち給水収益、それとその他の営業収益の合計し
たものが事業規模になるものでございます。

下水道事業特別会計につきましても資金比率はございません。備考のと
ころに1億9,440万3,000円がございりますが、これにつきましても事業の
規模でございます。

参考資料をちょっとお開きいただきたいと思います。まず、1ページ目の
ところがございます下段のところ早期健全化基準が書いてございます。実
質赤字比率については15.0、財政再生基準については20.0ということで、
実質赤字比率のところを書いてございますが、これの基準を超えるか超え
ないかということになります。そして、この下段の標準財政規模につきま
しては、42億1,653万6,000円でございます。これにつきましては、次のペ
ージをお開きいただきたいと思います。

まず、赤字実質比率の、参考資料のほう2ページをお願いいたします。
実質赤字比率のところでございますけれども、これにつきましては、左上に
一般会計等がございまして、こちらを見ていただければと思いますが、実質収
支額につきましては1億6,961万4,000円ということでございまして、嵐山
町では一般会計赤字になっておりませんので、この額が黒字ということにな
ります。その下の小計の下に標準財政規模が書いてございますが、この標
準財政規模を分母といたしまして、赤字になった実質赤字額が出た場合に
これに割り返しますとパーセントが出てくるというものでございます。連結の
場合は、左下のところに国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護
保険特別会計、右側に水道事業会計、下水道事業特別会計がござい
ますが、この赤字が出た場合にはこの合計額を財政標準規模で割りまして比
率を出すものでございます。嵐山町は合計で14億3,534万6,000円の
黒字でございまして、実質赤字比率、連結赤字比率はございません。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。実質公債比率につきま
しては、3年間の平均で出します。これにつきましては、平成17年、18年、
19年の3年間で出すわけでございます。この3ページのところ総括表で上
の段のところ①から⑫まであるかと思っております。そして、真ん中のところに
⑬から⑰まで番号が振ってあるかと思っております。まず標準財政規模につきま
しては、8番、9番、10番、これを合計したのが標準財政規模になります。実
質公債費比率につきましては、この標準財政規模を分母としまして、あとこ
れから⑥一時借入金の利子がございまして、この⑥、⑦、⑪、⑫、⑬、⑰を
標準財政規模から引いた額が分母になります。そして、これを今度は分子
の関係でございまして、これにつきましては①、②から⑥までをまず足しま

す。そして、⑦、⑪、⑫、⑬、⑰を引きます。そうしますと、これで分子ができます。そうしますと、真ん中のところに実質公債比率、17年度が12.46525%になります。18年度が14.74958%、19年度が14.54426%ということで、この3年間の平均が13.9%になります。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページは将来負担比率の計算の式でございます。下のところに標準財政規模Cがございまして、42億1,653万6,000円から参入公債費等の額5億5,185万3,000円を引いた額が36億6,468万3,000円になります。これに将来負担額98億8,713万1,000円から充当可能財源59億3,283万6,000円を引きます。そうしますと、39億5,429万5,000円でこれを割り返しますと107.9になります。この分母のところの参入公債費等の額でございますけれども、これにつきましては、充当可能財源等はございますが、これの中で前のページに戻っていただきたいと思うのですけれども、前のページの⑦と⑪と⑫と⑬を足した額がこの参入公債費等の額になります。⑦と⑪と⑫と⑬を引いた額がここに入ってまいります。

そして、将来負担額につきましては、この4ページの一番上の段を合計したものが98億8,713万1,000円になります。そして、充当財源というのは真ん中にございます充当可能基金、これ町の基金全部です。それと充当可能特定歳入、これにつきましては新築住宅の特別会計がございましたが、この額が942万8,000円でございます。そして、基準財政需要額参入見込額につきましては、地方交付税で今後基準財政需要額に起債等が見込まれている額が54億2,218万3,000円でございます。これを足したものがBの59億3,283万6,000円になるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。5ページにつきましては、資金不足の比率の関係でございますが、これにつきましては上の段に水道事業会計がございまして、この表のところの(1)のところには1億8,741万8,000円、その隣にちょっと字が小さくて申しわけないのですが、流動負債がございまして、それと(3)のところには13億3,236万4,000円ということで、これが流動資金になります。ですから、この流動資金、これが単年度で現金になるお金がこの流動資産でございます。そして、(1)の流動負債というのが単年度でお金を借りたりして返すお金のことでございます。そうしますと、嵐山町では差し引き流動資産から流動負債を引きますと、マイナスにはなりませんので、資金不足がないということになります。

同じように下水道特別会計につきましても、これについては、歳入から歳出を引いて赤字になっておりませんので、資金不足はないということになります。もし、先ほど備考欄のところの事業の規模を記載してございますが、

資金不足を計算する場合にはこの事業規模が分母になりまして、赤字の額が上に出てきて、それをパーセントを出すということで資金不足比率を出すものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

あと監査委員さんのほうからこの計算につきましては、適正に作成されているという意見書の提出をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 19 年度嵐山町健全化判断比率及び資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長よりご指名をいただきましたので、平成 19 年度財政健全化審査意見書の報告を申し上げます。

今年度より地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、嵐山町の財政の健全化比率を審査しましたので、報告を申し上げます。

審査は去る7月の 25 日、役場執行部室において藤野監査委員とともに当該審査を実施いたしました。本町の財政の健全化比率であります。普通会計における健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類及び公営企業会計における資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類は法令に準拠し、適正に作成されているものと認めました。それぞれの健全化比率は、普通会計、公営企業会計、それぞれの基準である早期健全化基準、経営健全化基準を下回るかまたは算定されない状況にあります。

なお、細部につきましては、普通会計財政健全化審査意見及び公営企業会計健全化審査意見をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと思います。

以上で甚だ簡単でございますけれども、両健全化審査の結果報告とさせていただきます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告のすべてが終わりました。この際何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共

団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第59号～議案第64号の上程、説明、質疑、委員会
付託

○柳 勝次議長 日程第7、第59号議案 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第8、第60号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第9、第61号議案 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、第62号議案 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、第63号議案 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第12、第64号議案 平成19年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算議案6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第59号から順次ご説明を申し上げます。

議案第59号は、平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は59億4,746万547円、歳出総額が57億6,455万2,559円、歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額1,329万4,000円を差し引きました実質収支額は1億6,961万3,988円であります。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、議案第60号についてご説明を申し上げます。

議案第60号は、平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入歳出総額18億4,596万1,093円、歳出総額17億8,078万6,793円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は6,517万4,300円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第61号についてご説明を申し上げます。

議案第61号は、平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額11億7,078万6,213円、歳出総額11億9,435万8,018円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はマイナス2,357万1,805円であり、基金繰り入れはございません。

なお、不足額につきましては、翌年度繰り入れより繰り上げ充用をいたし

ました。

続きまして、議案第 62 号についてご説明を申し上げます。

議案第 62 号は、平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額8億 9,058 万 5,120 円、歳出総額8億 2,522 万 4,159 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 6,536 万 961 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 63 号についてご説明を申し上げます。

議案第 63 号は、平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額6億 2,828 万 1,733 円、歳出総額6億 1,445 万 8,831 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 1,382 万 2,902 円であり、基金繰り入れはございません。

以上、議案第 59 号から議案第 63 号は地方自治法第 233 条第3項の規定に基づき監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、議案第 64 号についてご説明を申し上げます。

議案第 64 号は、平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件でございます。平成 19 年度の業務状況は、給水人口1万 9,234 人、給水戸数 7,195 戸、年間総配水量 327 万 5,309 立方メートル、総有収水量 277 万 5,227 立方メートル、有収率は 84.73%と前年度に比べ 4.59 ポイントの減となりました。

経営状況は事業収益5億 3,880 万 9,088 円に対しまして、事業費用は 3億 9,798 万 590 円で、当年度純利益は1億 4,082 万 8,498 円であります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入額は 349 万 5,000 円に対しまして、支出額は1億 8,659 万 9,492 円で、差引不足額1億 8,310 万 4,492 円は減額減債積立金、建設改良積立金、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上、議案第 64 号は地方公営企業法第 30 条第4項の規定に基づき監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時 30 分といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に決算議案6件の提案説明が終わっておりますので、細部説明にこれから入ります。

まず、安藤会計管理者兼会計課長から一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

安藤会計管理者兼会計課長。

〔安藤高二会計管理者兼会計課長登壇〕

○安藤高二会計管理者兼会計課長 それでは、私からは一般会計の細部の説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、一般会計決算の概要説明書をお開きいただきたいと思います。最初に、主要な施策の説明書、まずここから説明に入りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、第12ページをお開きをいただきたいと思います。早速ですが、まず上の表、(1)であります、収入の総括であります。歳入総額が59億4,746万547円、歳出合計57億6,455万2,559円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で3億1,365万7,869円、歳出で3億1,880万7,634円といずれも増額であります。歳入歳出差引額でございますけれども、1億8,290万7,980円になりますが、繰越明許費繰越額が1,329万4,000円でございますので、翌年度繰越額は1億6,961万3,980円となります。

次に、(2)の表であります、款別の歳入状況であります。単位は千円でございます。主立ったところを何点か申し上げます。まず、町税であります、決算額が31億7,291万2,000円でありまして、歳入に占める割合は53.3%でございます。前年度と比較いたしますと、3億8,621万8,000円の増額でございます。この主な理由は三位一体改革によります国税、所得税でございますけれども、この国税から地方税法、住民税への税源移譲、これに伴いまして個人町民税の大幅な増額、そして法人町民税におきましては、企業の業績が良好に推移したことによる増額でございます。

次は地方譲与税であります。決算額が1億1,902万8,000円であり、前年度と比較いたしますと1億4,411万2,000円の減額であります。減額の主なものは、やはり三位一体改革による所得譲与税の廃止によるものでございます。

第4款の配当割交付金及び第5款の株式譲渡所得割交付金も地方税法の規定によりまして交付されたものでございます。

続きまして、第9款地方特例交付金では、前年度と比較いたしますと5,449万8,000円ほどの減。

第10款地方交付税は前年度と比較いたしますと約4,839万7,000

円の減額でございます。前年度対比 8.2%の減少となっております。

第 14 款国庫支出金であります。4億 445 万 7,000 円の収入済額で前年度と比較いたしますと1億 8,952 万 9,000 円の増額となっております。

第 15 款県支出金におきましても5,587 万 3,000 円の増額であります。

第 18 款繰入金でございますが、前年度に比べまして 4,991 万の減額になります。

第 21 款の町債になるわけですが、4億 7,030 万 4,000 円でありまして、前年度と比較いたしますと 499 万 6,000 円の減額であります。

次に、13 ページ、(3)の歳出でございます。これも主立ったところを何点か申し上げますと、歳出に占める割合が一番大きい款ですが、第3款の民生費でありまして、決算額が 12 億 3,079 万 5,000 円で歳出に占める割合は 21.4%でありまして、前年度と比較いたしますと 719 万 4,000 円の増でございます。

次に、第2款総務費であります。決算額が 10 億 7,296 万 2,000 円、歳出に占める割合は 18.6%であります。前年度と比較いたしますと1億 2,873 万 5,000 円の増額でございます。

次に、第8款土木費であります。決算額は9億 4,271 万円であります。歳出に占める割合は 16.4%でございます。前年度と比較いたしますと1億 1,110 万 4,000 円の増でございます。

次に、第 12 款公債費であります。決算額が8億 6,956 万 4,000 円で、歳出に占める割合は 15.1%であります。前年度とやはりこう比較してみますと 4,591 万 2,000 円の増でございます。

次に、第 10 款教育費であります。決算額が5億 4,696 万 2,000 円であります。歳出に占める割合は 9.5%でございます。前年度と比較いたしますと 1,479 万 8,000 円の減額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、総括的なことといたしましては、予算執行率でありますけれども、歳入予算の執行率は 99.62%でございます。前年度と比較いたしますと、2.06 ポイント下回っております。

また、歳出予算の執行率は 96.56%でありまして、歳出予算の執行率は前年度と対比いたしまして 1.72 ポイント下回っております。

以上で一般会計の決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入歳出決算書に基づきまして、一般会計の細部説明を申し上げます。

今度は決算書の 12 ページ、13 ページをお開き願いたいと思います。

それでは初めに歳入ですが、第1款は自主財源の町税であります。当初予算額 28 億 6,152 万 7,000 円、補正予算額 2 億 5,980 万 5,000 円、

予算額 31 億 2,133 万 2,000 円とし、調定額 34 億 4,008 万 4,350 円に対しまして、収入済額は 31 億 7,291 万 2,150 円、不納欠損額といたしまして 733 万 1,901 円を執行しております。歳入未済額といたしまして 2 億 5,984 万 299 円が生じております。

第2款になりますが、地方譲与税であります。当初予算額に変動はなく、1 億 1,500 万の予算額に対しまして、調定額、収入済額ともに 1 億 1,902 万 8,000 円であります。

次の 14 ページ、15 ページをお願いいたします。第3款利子割交付金でありますけれども、当初予算額、予算額ともに 340 万円としまして、調定額、収入額ともに 989 万 6,000 円で、失礼しました。失礼しました。どうも済みません。大変失礼しました。それでは第3款になりますけれども、もう一度説明を申し上げます。利子割交付金であります、当初予算額、予算額ともに 430 万円、先ほど 340 万円と申し上げましたけれども、430 万円でございます。調定額、収入額ともに 989 万 6,000 円であります。

第4款配当割交付金であります、当初予算に変動はなく、570 万 2,000 円の予算額に対しまして、調定額、収入額ともに 1,036 万 8,000 円あります。

第5款株式譲渡所得割交付金であります、当初予算に変動はございません。600 万円に対しまして、調定額、収入額ともに 581 万 8,000 円あります。

第6款地方消費税交付金であります、当初予算額 1 億 8,000 万でありまして、当初予算額には変動がございません。調定額、収入済額とも 1 億 8,902 万 8,000 円でございます。

第7款ゴルフ場利用税交付金でございます。当初予算額に変動はございません。2,600 万の予算額に対しまして、調定額、収入済額ともに 3,147 万 4,628 円あります。

次に 16 ページ、17 ページをお願いいたします。第8款になります。自動車所得税交付金であります。当初予算額に変動がなく、9,800 万の予算額に対しまして、調定額、収入済額ともに 8,791 万 1,000 円あります。

第9款になります。地方特例交付金であります、当初予算額 2,526 万円、補正予算額を減額の 767 万 6,000 円、予算額 1,758 万 4,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 1,758 万 4,000 円あります。

第10款地方交付税であります、当初予算額を 5 億 6,700 万円、補正予算額を減額の 4,911 万 2,000 円といたしまして、予算額を 5 億 1,788 万 8,000 円、これに対しまして、調定額、収入済額ともに 5 億 3,963 万 5,000 円あります。

第 11 款交通安全対策特例交付金でございます。当初予算額に変動はなく、600 万円の予算に対しまして、調定額、収入済額とも 611 万 2,000 円であります。

第 12 款分担金及び負担金であります。当初予算額 9,841 万 2,000 円、補正予算額を増額の 476 万 2,000 円、予算額 1 億 518 万 4,000 円、これに対しまして、調定額を 1 億 627 万 4,875 円、収入済額を 1 億 290 万 7,265 円でございます。収入未済額として 336 万 7,610 円が生じております。

次に 18 ページ、19 ページをお願いいたします。第 1 項になりますが、第 4 目土木費負担金であります。収入済額が 2,176 万 8,725 円になっておりますけれども、このうちの 2,000 万円が小川町からのインターチェンジ建設事業費負担金でございます。小川町からいただいております。

第 13 款になりますが、使用料及び手数料であります。当初予算額 3,697 万 5,000 円、補正予算額を減額の 199 万 7,000 円、予算額 3,479 万 8,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 3,540 万 1,357 円あります。内訳といたしまして、第 1 項の使用料につきましては 253 万 9,257 円。

次のページをお願いいたします。第 2 項の手数料につきましては、1,001 万 1,100 円の収入済みとなっております。

次の 22、23 ページをお願いいたします。第 14 款国庫支出金であります。当初予算額 4 億 5,974 万 5,000 円、補正予算額は増額の 2,893 万 2,000 円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 635 万 1,000 円、予算額 4 億 9,502 万 8,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 4 億 1,080 万 4,918 円あります。収入済額の内訳といたしましては、第 1 項の国庫負担金でございますが、2 億 362 万 1,568 円、第 2 項の国庫補助金であります。2 億 209 万 7,000 円でございます。

次の 24、25 ページをお願いいたします。第 3 目土木費国庫補助金でございます。第 2 節には新たな制度によるまちづくり交付金が 9,100 万円交付されております。

第 3 項委託金でございますが、508 万 6,350 円の収入済額でございます。

次の 26、27 ページをお願いいたします。第 15 款になります。県支出金であります。当初予算額 2 億 5,452 万円、補正予算額は増額の 1,467 万 1,000 円、予算額を 2 億 6,919 万 1,000 円、これに対しまして、調定額、収入済額ともに 2 億 6,455 万 1,981 円あります。収入済額の内訳といたしましては、第 1 項の県負担金でございますが、1 億 2,848 万 7,924 円で

ございます。

第2項県補助金の収入済額は7,559万5,575円でございます。特に第1目の総務費県補助金は防犯のまちづくり支援事業補助金といたしまして、パトロールセンターの活用備品並びに安心安全パトロールに多くのボランティアが協力いただいている方に着用していただいている帽子やジャンパーの購入費用に充てられている補助金でございます。また、新規に魅力ある地域づくり事業補助金といたしまして、自治消防団の活動助成事業と住宅用の火災報知器の設置事業に対しまして400万円の交付がございました。

次に28、29ページをお願いいたします。第3項の委託金であります。収入済額は6,046万8,482円であります。中でも第1目第3節の選挙委託金であります。収入済額は2,279万3,984円でございます。主に参議院議員の通常選挙、そして県知事選挙、それから県会議員の選挙の実施に伴いまして交付されたものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。第16款財産収入でございますが、当初予算額は893万6,000円、補正予算額は増額の580万7,000円、予算額は1,474万3,000円、これに対しまして調定額、収入額ともに1,524万310円でございます。

次に、第17款寄附金でございますが、当初予算額を10万4,000円といたしましたけれども、補正予算額は増額の320万2,000円、収入済額は403万3,942円でございます。

32、33ページをお願いいたします。第18款繰入金でありますけれども、当初予算額を1億8,026万6,000円、補正予算額は増額の2,820万2,000円、予算額2億846万8,000円、これに対しまして調定額、収入済額ともに2億846万6,943円あります。内訳といたしまして、特別会計、3会計分でございますけれども、ここに1,647万3,943円となっております。

次に、第2項の基金繰入金でございます。5つの基金で1億9,199万3,000円でございます。

34、35ページをお願いいたします。第19款になります。繰越金でございます。当初予算額1億3,000万円、補正予算額は増額の4,745万円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額を859万6,930円といたしまして、予算額を1億8,604万6,930円、これに対しまして調定額及び収入済額ともに1億8,805万7,753円でありました。

第20款諸収入であります。当初予算額4,605万3,000円、補正予算額は増額の350万9,000円、予算額を4,956万2,000円といたしまして、これに対しまして調定額5,833万3,504円、収入済額は5,792万

5,300円でございます。収入未済額が40万8,204円生じております。これは第3項の貸付金元利収入分でございます。

第5項の雑入でございますが、次のページをお願いいたします。第3目の雑収入でございますけれども、この雑入の中に雑収入が主なものでございまして、雑収入済額が5,161万9,131円でございます。

第21款の町債でございます。当初予算額5億320万円、補正予算額は増額の270万4,000円、予算額の5億590万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の4億7,030万4,000円でございます。

続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。歳入の合計でありますけれども、当初予算額56億1,300万円、補正予算額は増額の3億4,025万9,000円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額を1,695万8,000円、予算額59億7,021万7,000円、調定額62億1,840万8,561円、収入済額が59億4,746万547円でございます。不納欠損額が733万1,901円、収入未済額が2億6,361万6,113円あります。

以上が歳入でございます。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。第1款の議会費でございます。当初予算額1億238万2,000円、補正予算額は減額の281万8,000円、予備費支出及び流用増減は4万2,000円の増、それから予算額9,960万6,000円、これに対しまして支出済額は9,865万3,168円でございます。不用額は95万2,832円あります。

第2款総務費であります。当初予算額8億2,687万1,000円、補正予算額は増額の2億3,960万9,000円、継続費及び繰越事業費繰越額は1,128万8,000円、予備費支出及び流用増減額は増額の579万4,000円、予算額10億8,356万5,000円、これに対しまして支出済額は10億7,296万2,107円、不用額は160万2,893円あります。主な事業といたしまして、第1項第1目の一般管理費におきましては、住民税情報、それから財務会計運用管理並びに事務機器管理等が主なものでございます。

次に、42、43ページをお願いいたします。第2目文書広報費でございます。これは主な事業といたしまして、地域情報化推進事業のネットワーク管理事業並びに広報紙の発行事業でございます。

第4目財産管理では、庁舎管理、公共車の集中管理、行政バス運行並びに次のところ44、45ページをお開き願います。ふるさとづくり基金管理事業等が主な事業となっております。

第5目の財政調整基金では、利子分を合わせまして2億2,658万

8,954 円の積み立てを行っております。

また、第6目の企画費では広域路線バスの運行事業がございます。

第8目自治振興費では、行政区の運営推進事業といたしまして1,841万9,585円、地区集会所補助事業とコミュニティー推進事業等が主な事業でございます。

次の46、47ページをお願いいたします。第11目諸費でございますが、中でも防犯対策事業が非常に多くのボランティアによる防犯パトロール活動を援助する費用でございまして、町内の犯罪防止に大きな成果を上げている実情にあります。また、町制40周年記念の事業も実施をされております。

48、49ページをお願いいたします。第2項の徴税费では、支出済額を1億4,744万3,895円といたしまして、第1目では町税の還付事業といたしまして1,291万5,027円でございます。

次の50ページ、51ページをお願いいたします。選挙費でございます。支出済額は3,253万2,710円であります。執行された選挙は参議院議員通常選挙、それから県知事選挙、県会議員一般選挙、町議会議員一般選挙であります。

次の54、55ページをお願いいたします。この下段になりますけれども、第3項の民生費であります。当初予算額12億210万円、補正予算額は増額の4,866万2,000円、予備費支出及び流用増減は151万4,000円の増額でありまして、予算額は12億5,227万6,000円でございます。これに対しまして、支出済額は12億3,079万4,995円、不用額は2,148万1,005円でございます。

次の56、57ページからになるわけですが、お聞きいただきたいと思っております。非常に民生費も各項目ごとにたくさんの事業が展開されております。備考欄にそれぞれの事業が記載されております。また、主な施策の説明書の中で64ページから79ページにかけまして、細かく記載をされておりますので、申しわけありませんが、ご高覧をいただきたいと思っております。

次に、58、59ページをお願いいたします。下段の第2項になります。児童福祉費の支出済額でございますが、4億9,308万2,722円あります。

次の60、61ページをお願いいたします。各目ともに少子化の進行等を踏まえまして、子育ての環境整備を図る事業を実施しております。下段の第4款衛生費でございますが、当初予算額4億6,454万5,000円、補正予算額は減額の326万7,000円、予備費支出及び流用増減額は325万5,000円の増額で予算額を4億6,453万3,000円、これに対しまして支出済額は4億5,892万9,822円でございます。不用額といたしまして560

万 3,178 円が生じております。

62、63 ページをお願いいたします。第1項保健衛生費でございます。支出済額は1億 5,976 万 2,321 円であります。主な事業は町民の健康づくり、健康の維持管理事業が主でございます。

第4目環境衛生費でございます。環境衛生費では、環境美化、環境衛生管理等町の自然環境の保全を推進しております。

次に、第2項清掃費でございます。2億 9,916 万 7,501 円の支出済額であります。家庭ごみの分別収集、それから運搬事業、一般事務組合じん芥処理事業の負担事業が主なものとなっております。

第5款労働費でございます。支出済額は 161 万 4,992 円でございます。

次に 66、67 ページをお願いいたします。勤労福祉会館管理事業がこれは主な事業であります。

次に、第6款の農林水産費でございますが、当初予算額1億 5,561 万 5,000 円、補正予算額は増額の 1,517 万 5,000 円、予備費支出及び流用増減額は5万 6,000 円、予算額を1億 7,084 万 6,000 円、これに対しまして、支出済額が1億 6,351 万 9,659 円、不用額が 732 万 6,341 円でございます。

主な事業といたしましては、68、69 ページをお願いいたします。第3目農業振興諸事業でございます。第5目農地費の県営圃場整備事業、それから農地・水・環境保全向上対策事業等でございます。

70、71 ページをお願いいたします。第7款商工費であります。当初予算額 4,710 万 8,000 円、補正予算額は増額の 44 万 5,000 円、予備費支出及び流用増減額は増額の1万円、予算額 4,756 万 3,000 円、これに対しまして支出済額を 4,699 万 6,143 円、不用額を 56 万 6,857 円といたしております。主な事業といたしまして、第2目商工振興費の商工会の補助事業とまた嵐山まつりの補助事業、中心市街地等の商業活性化支援事業等がございます。

次に 72、73 ページをお願いいたします。この中段になりますけれども、第8款土木費であります。当初予算額 10 億 9,444 万 9,000 円、補正予算額は減額の 1,115 万 8,000 円、継続費及び繰越事業費繰越額は 402 万 1,000 円、予備費支出及び流用増減額は増額の 130 万 3,000 円、予算額を 10 億 8,861 万 5,000 円、これに対しまして、支出済額は9億 4,271 万 208 円、繰越明許費が1億 2,749 万 4,000 円、不用額が 1,841 万 792 円でございます。事業といたしましては、第1目の道路台帳の整備でございます。

74、75 ページをお願いいたします。第2目の道路維持費では町道の修

繕事業、第3目は道路新設改良費では、地方道路整備臨時交付金事業、それから第4目交通安全施設事業費では、交通安全施設の整備及び管理が主な事業になっております。細部は主要な施策の説明書の100ページから104ページに細かく記載されておりますので、ご高覧をお願いいたします。

次の76、77ページに移らせていただきます。第3項都市計画費では、支出済額6億3,356万3,075円でございます。主な事業でございますが、第2目の土地区画整理費では、平沢土地区画整理事業に対する負担金補助及び交付金が主なものでございます。

第3目公共下水道費では、下水道事業特別会計への繰り出しでございます。

第5目の公園費でありますけれども、自然緑地管理事業といたしまして、小千代山の購入公有地化がありました。

それから、78、79ページをお願いいたします。第9款消防費であります。当初予算額を3億2,252万1,000円、補正予算額は増額の374万円、継続費及び繰越事業費繰越額は164万9,000円、予備費支出及び流用増減額は増額の65万円、予算額は3億2,856万円、これに対しまして、支出済額が3億2,793万4,437円、それから不用額が62万5,563円発生しております。これは常備消防。

それから非常備の消防の負担金及びちよつと81ページをお願いいたします。次のページ、ちよつとお開きお願いしたいと思います。第4目の防災費では、防災意識の高揚、住宅火災による災害防止のために住宅用の火災報知器を町で購入しまして、行政区を通じまして災害弱者に対して貸与させていただいております。

第10款教育費でありますけれども、当初予算額を5億3,536万1,000円、補正予算額は増額の1,936万4,000円、予備費支出及び流用増減額は増額の278万7,000円、予算額は5億5,751万2,000円、これに対しまして支出済額5億4,691万1,798円でございます。不用額といたしまして1,055万202円でございます。主な事業を申し上げますと、第1項第2目の事務局費であります。旧鎌形小学校の施設管理事業がございます。

次の82、83ページをお願いします。第1項の第3目義務教育振興費になりますけれども、外国成年招致事業、それからさわやか相談員設置事業が主な事業になっております。

次に、第2項小学校費でございますが、次のページをお願いします。第1目学校管理費では菅谷小学校を初めとする学校規模に応じました施設管理、改修、諸事業及び管理用備品、教材用備品の購入事業等でございます。中でも学校施設改修事業といたしまして、菅谷小学校で普通教室等の給水

設備工事、それからエレベーター改造工事を実施しております。

第3項の中学校費でございますけれども、小学校費と同様に施設管理、改修、備品購入及びパソコン管理事業等が大きな割合を占めております。

次に86、87ページをお願いいたします。第4項であります、幼稚園費でございます。支出済額3,740万1,977円であります。

88、89ページをお願いいたします。第5項になりますが、社会教育費では支出済額1億4,192万2,335円でございます。IT化の推進を図るパソコン教室諸事業、それから放課後子供教室推進事業等が主な事業でございます。

次に、第2目公民館費でございます。支出済額2,474万3,904円でございます。公民館の講座が多種の講座が実施をされております。

次に90ページ、91ページをお願いいたします。第3目図書館費でございます。支出済額4,763万1,493円でございます。図書館では、町民の方々に身近で一層親しまれる図書館運営を目指して事業を推進しております。

次に、第4目文化財保護費であります。支出済額は588万5,630円あります。

続きまして、92、93ページをお願いいたします。第5目博物史編さん費であります。支出済額は680万7,604円あります。

第6項保健体育費でございます。当初予算額1億1,242万8,000円、補正予算額185万8,000円、それから予備費支出及び流用増減額は168万8,000円、予算額を1億1,597万4,000円、これに対しまして、支出済額は1億1,501万1,863円でございます。

第1目の保健体育総務費では、体育協会、町のスポーツ少年団等の補助事業があります。

第2目体育施設では、体育施設の管理等が主な管理運営事業が主な事業となっております。

次に94、95ページをお願いいたします。第3目の学校給食費であります。支出済額は7,774万6,948円でございます。新たな給食調理場を建設するための事業に着手をされております。

96、97ページをお願いいたします。第12款公債費でございますが、当初予算額8億4,611万8,000円、補正予算額2,471万6,000円、予算額8億7,083万4,000円、これに対しまして、支出済額は8億6,956万4,453円で、不用額が126万9,547円あります。長期債の元利の償還及び繰り上げの償還がございました。

第13款予備費でございます。当初予算額1,420万8,000円、補正予

算額は増額の131万6,000円、予備費支出及び流用増減額は減額の1,541万4,000円、充当先は備考欄のとおりでございます。

次の歳出合計でございますが、当初予算額56億1,300万、補正予算額は増額の3億4,025万9,000円、継続費及び繰越事業費繰越額は1,695万8,000円、予算額を59億7,021万7,000円とするものでございまして、支出済額は57億6,455万2,559円、翌年度繰越額といたしまして繰越明許分でございますが、1億2,749万4,000円、不用額といたしましては7,817万441円でございます。

98 ページの実質収支に関する調書は説明を省略させていただきます。

続きまして、飛びますけれども、191 ページをお願いいたします。財産に関する調書になります。この財産に関する調書でありますけれども、ご説明を申し上げたいと思います。1の公有財産であります、この表は192、193 ページの表の集計となっているものでございます。なお、数値に変更が生じたところを申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(1)土地及び建物になりますけれども、まず土地につきましては、行政財産の区分で3万965平方メートルの増、普通財産の区分で5,707平方メートルの増であります。合計といたしまして3万6,672平方メートルの増でございます。決算年度末の現在高を91万8,253平方メートルとするものでございます。

192、193 ページを、次のページをお願いいたします。まず、土地でありますけれども、行政財産では公共用財産のうち学校で6,064平方メートルの減、これは旧鎌形小学校の用地でございまして、2段下であります。2段下の公園の部分なのですけれども、3万7,029平方メートルの増、これは小千代山の取得分でございます。決算年度中の増減高の合計は3万965平方メートルになります。下の普通財産の土地でありますけれども、宅地が5,707平方メートルの増であります。これは鎌形小学校用地6,064平方メートルから菅谷三差路の改修事業等が認められまして、県に協力、売却した面積、それ357平米あるわけなのですけれども、これを引いた面積になりまして、誤差が出ております。

191 ページをお願いいたします。建物になります。行政財産の区分中、木造で226平方メートルの減、普通財産で226平方メートルの増、これは旧鎌形小学校の施設で廃校に伴いまして、行政財産から普通財産に変更したものでございまして、決算年度末の現在高は2,825平方メートルであります。非木造では、木造と同じく鎌形小学校施設でありまして、非木造建物を行政財産から650平方メートルを普通財産に変更し、決算年度末現在

高は4万8,775平方メートルで、延べ面積の決算年度末現在高は5万1,600平方メートルでございます。

続きまして、194ページをお願いいたします。(2)の出資による権利でございますが、13項目でございます。いずれも決算年度中に変更がございませんでしたので、ご高覧をお願いいたします。右のページ、159ページから196ページにかけては、物品であります。これは金額が50万円以上のものを購入した場合と廃棄の移動でございまして、決算年度中学校給食調理場におきまして物品の増減が発生しておりますが、ご高覧をお願いいたします。

次に、197ページをお願いいたします。3の基金であります。ご説明を申し上げます。基金には、13の基金がありまして、うち11の基金に増減が生じております。まず、財政調整基金では現金を決算年度に1億258万9,000円の増額によりまして、決算年度末現在高を2億6,401万6,000円とするものです。以下同様に申し上げていきたいと思っております。

次に、奨学金貸付基金でございます。現金を695万8,000円増額いたしまして、決算年度末現在高を3,234万2,000円とするものでございます。貸付金では695万8,000円を減額いたしまして、決算年度末現在高を3,165万8,000円とするものです。

次に、土地開発基金でございますが、現金504万8,000円を減額いたしまして、決算年度末現在高を1,670万1,000円とするものでございます。土地では、649.85平方メートルの増、決算年度末現在高を1,116.14平方メートルとするものであります。

福祉基金では、現金3,174万7,000円を減額いたしまして6,331万2,000円とするものであります。

スポーツ振興基金では、現金を159万8,000円減額いたしまして、決算年度末現在高は213万9,000円でございます。

次に、ふるさとづくり基金になりますが、現金91万8,000円を増額いたしまして、決算年度末現在高を3,964万9,000円とするものであります。

次に、公共公益施設建設基金であります。現金24万4,000円を減額いたしまして、決算年度末現在高を1,855万5,000円とするものでございます。

次に、介護保険介護給付費支払準備基金でございます。現金1,362万3,000円を増額いたしまして、決算年度末現在高を2,362万3,000円とするものであります。

次に、国民健康保険保険給付費支払準備基金でございますが、2,202万1,000円を増額いたしまして、決算年度末現在高を3,276万8,000

円とするものでございます。

国民健康保険高額療養費の貸付基金になります。現金 132 万 1,000 円を増額いたしまして、決算年度末現在高を 412 万円とするものであります。貸付金では 132 万 1,000 円を減額いたしまして、決算年度末現在高を 188 万円とするものであります。

最後になりますけれども、国民健康保険出産費資金貸付基金になります。現金 35 万円を増額いたしまして、決算年度末現在高を 100 万円としまして、貸付金では 35 万円を減額し、決算年度末現在高をゼロ円とするものであります。

以上をもちまして、一般会計決算の細部説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○柳 勝次議長 この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時44分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

細部説明を続けます。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び老人保健特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 60 号 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部につきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に申しわけございませんが、主要な施策の説明書 151 ページをお開きいただきたいと思います。151 ページ、1、被保険者、世帯数の状況の表をごらんいただきたいと思います。平成 19 年度末現在で世帯数は 3,516 世帯、被保険者数は 6,771 人の方にご加入をいただいております。町全体の占める割合は世帯で 50.0%、人口で 35.5%を占めております。その下の表でございますけれども、本年度中の増減、こちらにつきましては、年間の移動増減の事由別にあらわしたものでございます。

次に、2、決算の概要、(1)の総括収支の状況の表をごらんください。平成 19 年度決算は、平成 18 年度に比較し、歳入では約 1 億 9,000 万円、歳出では約 2 億 3,000 万円の増となっております。翌年度繰越額は 6,517 万 4,300 円でございます。

次に、152 ページをお開きいただきたいと思います。(2)歳入の状況の表をごらんいただきたいと思います。歳入の主なものでは、区分の欄、1款国民健康保険税が構成比率で33.8%、3款国庫支出金が23.2%、4款療養給付費交付金が17.7%でございまして、この3項目で歳入全体の74.7%を占めております。また、7款共同事業交付金が前年度に比較しまして1億661万3,000円の大幅な増額となっておりますけれども、これにつきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

次に、(3)歳出の状況の表をごらんいただきたいと思います。区分の項目、2款保険給付費は62.9%で、歳出の大半を占めております。

次の153 ページをごらんいただきたいと思いますが、3、保険税の状況、(1)の収納状況の表でございまして。収納率計欄をごらんいただきたいと思いますが、収納率は全体で81.45%で前年度の81.49%に比較しまして、わずかですが、0.4ポイント下がっております。

次に、(2)保険税の不納欠損内訳の表をごらんください。この不納欠損の地方税法第18条第1項該当と申しますのは、時効の成立したものでございまして、566件、782万3,100円を、また地方税法第15条7の7第4項該当とは、居所不明等によるものでございまして、330件、412万4,400円を不納欠損をしております。

以下、決算書に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。大変お手数でございしますが、決算書の108ページをお開きいただきたいと思います。決算事項明細書の歳入からご説明を申し上げます。1款国民健康保険税でございしますが、収入済額が6億2,421万5,393円でございまして、収納率は先ほど申し上げましたとおり、全体で81.45%でございまして。

2款使用料及び手数料につきましては、説明を省略させていただきます。

3款国庫支出金でございしますが、収入済額4億2,809万5,500円でございまして。内訳といたしましては、1項1目療養給付費等負担金でございしますが、収入済額は現年度分3億3,675万7,412円、過年度分33万8,105円でございまして。この療養給付費等負担金は療養給付費分、老人保健医療費拠出金分及び介護納付金分のそれぞれの納付に要する費用のうち国の負担する割合に応じて交付されたものでございまして、その積算内訳につきましては、主要な施策の説明書154ページのほうに記載をさせていただいておりますので、後ほどご高覧をいただければと思います。

次に、2目高額療養費共同事業負担金でございしますが、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額789万1,578円が交付されております。

次に、110ページをお願いいたします。110ページに移りまして、2項1

目の財政調整交付金でございますが、収入済額 8,310 万 8,405 円でございます。これは市町村間における財政力の不均衡を調整するために画一的測定基準を用いて算定された調整対象需要額が調整対象収入額を超える部分について交付される普通調整交付金と特別の事情に応じて交付される特別調整交付金がそれぞれ交付されたものでございます。

次に、4款療養給付費交付金でございますが、節の1、現年度分の収入済額は3億 2,703 万 7,000 円でございますが、これは退職被保険者等にかかわる医療給付に要する費用の額の合算額から保険税に相当する額の合算額を控除した額及び老人医療費拠出金相当額の2分の1に相当する額が基金から交付されたものでございます。

次に、5款県支出金でございますが、1項1目の高額医療費共同事業負担金は国庫負担金と同様に標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額 789 万 1,578 円が交付されたものでございます。

次に、2項1目国民健康保険事業補助金の特別助成費補助金でございますが、健診後の健康相談等の経費につきまして、3分の1に相当する額 5万 1,000 円が交付されております。

2目の第1号県調整交付金は収入済額 5,673 万 5,000 円でございますが、これは定率国庫負担が平成 17 年度から段階的に減少したことに対する激変緩和として減少分が交付されているものでございます。

3目の第2号県調整交付金は、収入済額 1,178 万 3,000 円でございますが、レセプトの点検、人間ドック、医療費通知及び国保税徴収対策の実施に対しまして交付されたものでございます。

6款につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、112 ページをお願いいたします。7款共同事業交付金でございますが、収入済額 1億 8,939 万 6,881 円でございます。内訳といたしまして、1項1目共同事業交付金は一般被保険者にかかわるレセプト1件 80 万円を超える高額療養費について、当該超える額の 100 分の 59 に相当する額として交付されたものでございまして、対象件数が 85 件、交付額は 4,764 万 2,640 円でございます。

また、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、1件当たり 30 万円を超えるレセプトのうち自己負担相当分の8万円以上から高額医療共同事業の 80 万円までの医療費の合計額の 100 分の 59 に相当する額として交付されたものでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、この交付額が平成 18 年度に比較しまして1億 661 万 3,000 円の増となっております。これにつきましては、この制度が平成 18 年 10 月からスタートした制度でございまして、18 年度の

決算につきましては、6カ月間分の決算であったということで、19年度決算額は大幅にふえたというものでございます。

8款につきましては、説明を省略させていただきたいと思えます。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、収入済額6,629万8,000円でございます。その内訳は1目1節保険基盤安定繰入金として低所得者にかかわる保険税軽減相当額の2,326万6,200円、2節の出産育児一時金繰入金として出産育児一時金支給基準額の3分の2に相当する額の583万3,000円、3節の国保財政安定化支援事業繰入金として国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために繰り入れられた額527万3,856円、4節のその他繰入金としまして、国民健康保険事務費にかかわる経費で保険事業に要する経費額の2,355万9,495円及び5節の保険基盤安定繰入金として保険料軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額836万5,449円でございます。

次に、2項基金繰入金ですが、保険給付費支払準備基金より2,800万円を繰り入れております。

次に、114ページをお願いいたします。10款繰越金でございますが、収入済額は1億492万9,685円でございます。内訳は1項1目療養給付費交付金繰越金が735万4,658円であり、これは平成18年度に概算交付された療養給付費の確定による差額分について繰越金として収入し、同額を歳出の9款諸支出金より返還させていただいたものでございます。

2目その他繰越金は前年度繰越金で9,757万5,027円でございます。

次に、11款諸収入でございますが、収入済額149万7,677円でございます。内訳の主なものといたしましては、1項1目一般被保険者延滞金61万800円のほか3項5目雑入の住民健診等受診者の負担分50万1,400円等でございます。

以上、歳入でございますが、116ページ、歳入合計欄をごらんいただきまして、当初予算額16億7,797万1,000円、補正予算額1億6,208万6,000円の増額で、予算現額は18億4,500万7,000円となっております。調定額が19億8,808万6,027円、収入済額18億4,596万1,093円で、不納欠損額が1,194万7,500円でございます。収入未済額は1億3,017万7,434円ございました。

次に、歳出に入らせていただきます。118ページをお開きください。1款総務費につきましては、人件費、事務執行経費等でございますが、説明は省略をさせていただきたいと思えます。

次に、120ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、支出済額11億1,917万3,450円でございます。この内訳といたしまして

は、まず1項1目一般被保険者療養給付費の支出済額が5億7,567万5,551円でございます。この件数といたしましては3万5,633件、前年度と比較いたしまして494件、7,127万2,096円の増となっております。

2目退職被保険者等療養給付費の支出済額は3億9,606万7,990円でございます。件数が2万7,532件、前年度に比較しまして1,742件、1,723万4,107円の増となっております。

3目一般被保険者療養費の支出済額は1,229万4,193円でございます。件数が1,439件でございます。前年度に比較しますと70件、133万4,385円の増となっております。

4目退職被保険者等療養費でございますが、支出済額は805万7,724円でございます。件数は880件、前年度に比較し155件、185万4,897円の増となっております。

次に、5目審査支払手数料は支出済額が250万6,573円であります。

次に、2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費でございますが、支出済額8,056万6,470円でございます。件数が853件で前年度に比較し213件、3,136万4,369円の増となっております。

2目退職被保険者等高額療養費でございますが、支出済額3,140万4,949円でございます。件数が476件、前年度に比較しますと77件、167万5,245円の増となっております。

次に、122ページをお願いいたします。122ページの4項1目出産育児一時金でございますが、1件当たりの金額は35万円、件数が21件、支出済額が735万円となっております。

5項1目葬祭費でございますが、1件当たりが5万円で、件数が105件、支出済額525万円となっております。

次に、3款老人保健拠出金でございますが、支出済額2億9,365万9,003円でございます。内訳で1項1目の老人保健医療費拠出金は2億9,043万8,198円で、前年度に比較し2,599万4,823円の増となっております。

4款介護納付金でございますが、支出済額1億693万7,184円を支払基金に納付したものでございまして、前年度に比較し1,006万7,754円の減となっております。

次に、5款共同事業拠出金でございますが、支出済額1億6,630万3,782円あります。内訳は1項1目共同事業医療費拠出金が3,154万6,868円であり、124ページをごらんいただきまして、4目保険財政共同安定化事業拠出金が1億3,475万5,996円でございます。この制度は県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、先ほど申

し上げましたように1件 30 万円を超える医療費を対象に一定割合により拠出するものでございまして、歳入で説明させていただいたとおり、平成 18 年 10 月からスタートした制度でございます。

次に、6款保健事業費でございますが、支出済額が 1,758 万 8,238 円でございます。その中で1項1目の疾病予防費でございますが、支出済額 1,656 万 8,238 円でございます。主な支出内訳は 13 節の委託料で人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料でございます。1,468 万 6,669 円を支出してございます。受診者数等につきましては、主要な施策のほうに掲載をさせていただいておりますので、ご高覧をいただければと思います。

次に、2目保養施設費でございますが、支出済額 102 万円でありまして、340 人分の保養施設利用助成等を行っております。

7款基金積立金でございますが、保険給付費支払準備基金へ利子分も含めて 5,002 万 667 円の積み立てを行っております。基金の年度末現在高は 3,276 万 7,675 円となっております。

8款につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、126 ページをお願いいたします。9款諸支出金でございますが、支出済額 846 万 6,858 円でございます。内訳として1項1目一般被保険者保険税還付金及び2目退職被保険者等保険税還付金は、社保加入、死亡等により国保から脱退をされた方の保険税の還付金でございます。合わせて 111 万 2,200 円を還付しております。

また、3目償還金は支出済額 735 万 4,658 円でございますが、平成 18 年度療養給付費等負担金の確定による返還金でございます。歳入の 10 款1項1目療養給付費交付金繰越金でご説明させていただきました繰越額を返還したものでございます。

10 款予備費でございますが、予算現額は 1,110 万 2,000 円となっております。

以上、歳出でございますが、歳出合計、当初予算額 16 億 7,797 万 1,000 円、補正予算額 1 億 6,208 万 6,000 円の増額で、予算現額が 18 億 4,005 万 7,000 円、支出済額が 17 億 8,078 万 6,793 円、不用額が 5,927 万 207 円となっております。

実質収支に関する調書につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第 61 号 平成 19 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして細部説明をさせていただきます。136 ページをお開きいただきたいと思います。決算書のほうでございます。

決算事項別明細書の歳入でございますが、1款支払基金交付金でございますが、収入済額6億 309 万 4,000 円でございます。内訳で1項1目医療費交付金は収入済額5億 9,898 万 9,000 円でございます。その交付率は一定所得者分の医療費については10分の10の割合で、75歳以上の一般分の医療費については10分の5の割合で概算交付されたものでございます。

2目審査支払手数料交付金は410万 5,000 円が交付されております。

次に、2款国庫支出金でございますが、収入済額3億 5,063 万 4,661 円でございます。その中で1項1目の医療費国庫負担金の現年度分でございますが、医療給付額の12分の4に相当する額として3億 3,484 万 6,000 円が概算交付されております。

なお、現年交付に不足する額、こちらには記載されておりませんが、3,004 万 4,878 円につきましては、平成20年度に交付されることとなっております。また、過年度分として平成18年度交付不足額の1,550 万 6,661 円が19年度に交付されております。

次に、3款県支出金であります。1項1目の医療費県負担金は現年度分といたしまして、医療給付額の12分の1に相当する額として9,098 万 7,000 円が概算交付されました。現年交付に不足する額23万 5,721 円は、平成20年度に交付されると予定となっております。

4款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。収入済額1億 51 万 1,000 円でございます。内容は医療費分として医療給付額の12分の1に相当する額9,679 万 6,000 円を、事務費分として371 万 5,000 円を繰り入れていただいております。

なお、19年度の負担超過分として医療費分557万 3,286 円、事務費分23万 2,574 円を平成20年度に返還することとなっております。

5款繰越金でございますが、前年度からの繰越金でございます。収入済額1,241 万 1,262 円でございます。

次に、138 ページをお願いいたします。6款諸収入の3項3目雑入でございますが、収入済額1,310 万 2,219 円でございます。そのうち1,310 万 333 円は、平成15年6月から18年10月診療分にかかわる医療機関の請求過誤分というのがございまして、これが返還されたものでございます。

以上、歳入でございますが、歳入合計、当初予算額12億 5,042 万 1,000 円、補正予算額2,661 万 5,000 円の増額で、予算現額12億 7,703 万 6,000 円でございます。これに対しまして、調定額、収入済額とも11億 7,078 万 6,213 円となっております。

次に、140 ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費で

ございますが、支出済額 376 万 4,426 円でございます。その支出の主な内容は、7 節賃金のレセプト点検員賃金 88 万 9,200 円及び 13 節委託料の共同電算処理委託料 215 万 5,805 円でございます。

2 款医療諸費であります。支出済額 11 億 6,440 万 7,598 円ございまして、内訳として、1 項 1 目の医療給付費は支出済額が 11 億 3,198 万 3,512 円で、受診件数が 3 万 7,298 件でございます。前年度に比較しまして 1,063 件、7,143 万 6,576 円の減となっております。

2 目医療費支給費であります。支出済額 2,836 万 8,212 円ございまして、件数では 2,440 件、前年度に比較しますと 202 件の減となっております。

次に、3 款諸支出金でございますが、1 項 1 目の償還金は支出済額 1,693 万 8,185 円で、その内訳は老人保健交付金医療費分 1,007 万 5,204 円及び老人医療費給付費負担金 683 万 5,059 円の返還金でございます。

また、2 項 1 目の一般会計繰出金でございますが、支出済額 924 万 7,809 円で、18 年度一般会計繰入金の精算分を繰り出したものでございます。

以上、歳出でございまして、142 ページをごらんいただきますと、歳出合計、当初予算額 12 億 8,042 万 1,000 円、補正予算額 2,661 万 5,000 円で、予算現額が 12 億 7,703 万 6,000 円となっております。それに対し支出済額が 11 億 9,435 万 8,018 円でございます。不用額 8,267 万 7,982 円でございます。

次に、144 ページをごらんいただきまして、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思っております。歳入総額が申し上げましたように、11 億 7,078 万 6,000 円、歳出総額が 11 億 9,435 万 8,000 円ございまして、歳入歳出の差引額はマイナスの 2,357 万 2,000 円で赤字決算となっております。この赤字部分につきましては、平成 20 年度予算より繰り上げの充用をさせていただいたところでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは、議案第 62 号の細部につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、最初に主要な施策の説明書の 181

ページをお開き願いたいと思います。

初めに、第1号被保険者及び世帯数の状況でございます。平成19年度末現在2,812世帯、3,995人でありまして、前年同期と比較いたしますと88世帯、152人の増であります。その増加要因の内訳は(3)の表のとおりでございます。

次に、(4)の所得段階別第1号被保険者数の状況でございますが、標準割合4分の4の世帯課税、本人が住民税非課税の第4段階が最も多く1,587人、39.7%を占め、次が第5段階の本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満に該当される方で1,046人、26.2%となっております。

次のページの(5)は要介護、要支援の認定者数の状況でございます。年度末における認定者数は532人で全体に占める認定者数の割合は13.3%で、前年同期と比較いたしますと28人、0.2%の増加となっております。要介護度別に見ますと、要介護2の方が最も多く95人で17.9%、次いで要介護4が94人、17.7%の状況でありました。

(6)は居宅介護サービスの受給者数の状況でございますが、認定を受けていただける532人中305人、57.3%の方が利用されております。

(7)の地域密着型サービス受給者数、これにつきましては認知症対応型共同生活介護の状況でございますが、17人の認知症の高齢者がサービスを利用されました。

(8)は施設介護サービスの受給者数の状況でございますが、98人、18.4%の方が利用されており、前年同期と比較いたしますと、介護療養型医療施設入所者が大幅に減少しまして、介護老人福祉施設入所者が増加しております。

(9)のサービス未利用者数は112人で前年同期と比較し19人増加しております。介護認定を受けながらサービスを利用されていない方の実態といたしましては、入院中の方が約その半数を占め、その他は要支援1、要支援2、要介護1などの介護度の低い方が多く、家族の介護を受けながら頑張っている方や住宅改修のみサービスを利用しまして、他のサービスは全く使っていない、こういう方もいらっしゃいます。

それでは恐れ入りますが、決算書の152ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書の歳入の1款保険料でございます。調定額2億282万5,182円、収入済額1億9,590万8,660円、不納欠損額19万8,848円、収入未済額671万7,674円、歳入決算額に占める割合は22.0%であります。合計の収納率は96.59%で前年度と比較いたしまして0.67ポイント下降しております。この内訳といたしまして、特別徴収は100%、普通

徴収の現年度分は 90.38%、滞納繰越分 10.23%でございました。不納欠損額 19 万 8,848 円は、2件分を不納欠損させていただいております。滞納の状況であります、671 万 7,674 円、実人数にいたしまして 101 人となっております。

次に、3款国庫支出金でございますが、収入済額1億 6,528 万 2,750 円であります、このうち国庫負担金の介護給付費負担金でございますが、国の定率負担分といたしまして1億 3,858 万 4,000 円が交付されたものでございます。

国庫補助金の調整交付金は平成 19 年度調整基準標準給付費の 2.86%の割合で 2,163 万円が交付されたものであります。

2目及び3目の地域支援事業交付金は介護予防事業に対する国の定率負担分でございます。

154 ページをお願いします。4款支払基金交付金でございますが、収入済額2億 4,472 万 6,095 円であります。第2号被保険者の保険料でございまして、医療保険税に上乗せをいたしまして、社会保険診療報酬支払基金が医療保険者から徴収をいたしまして、19 年度標準給付費及び介護予防事業費の 31%分が交付されたものでございます。

次に、5款県支出金、収入済額1億 1,964 万 6,875 円ありますが、1項の県負担金といたしまして介護給付費の県の定率負担分1億 1,780 万 4,000 円、2項の県補助金は介護予防事業の定率負担分といたしまして 184 万 2,875 円でございます。

次に、7款繰入金、収入済額1億 2,675 万 3,000 円あります。一般会計繰入金の介護給付費繰入金1億 719 万 8,000 円は、19 年度の標準給付費における町負担分 12.5%を一般会計から繰り入れたものであります。

156 ページをお願いいたします。地域支援事業繰入金は介護予防事業の町負担分でございます。その他一般会計繰入金 1,746 万 1,000 円につきましては、歳出の総務費のうち一般管理費、賦課徴収費、運営協議会費及び認定審査会費等の費用から補助金を差し引いた額を繰り入れたものでございます。

次に、8款繰越金、収入済額 3,798 万 7,408 円は、前年度の繰越金であります。

9款諸収入は説明を省略させていただきます。

158 ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額9 億 4,244 万円、調定額8億 9,750 万 1,642 円、収入済額8億 9,058 万 5,120 円、不納欠損額 19 万 8,848 円、収入未済額 671 万 7,670 円で

ございます。

続きまして、160 ページの事項別明細書、歳出に移らせていただきます。1款総務費は支出済額 1,858 万 9,595 円でありまして、一般管理費の主なものは 13 節の委託料でございまして、介護保険の制度改正に伴いますシステム改修業務委託でございます。

3項の介護認定審査会費 1,200 万 3,087 円は、比企広域への負担金、主治医の意見書作成料及び訪問調査の委託料でございます。

162 ページをお願いいたします。2款保険給付費は支出済額 7 億 5,359 万 5,144 円でありまして、歳出決算額に占める割合は 91.3%であります。介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費は支出済額 2 億 7,148 万 1,845 円で、保険給付費に占める割合は 36.0%で、年度末実利用者数は 305 人でございました。前年度決算額に比較いたしまして 936 万 2,766 円減少しております。

3目の地域密着型介護サービス給付費は支出済額 5,148 万 4,869 円で、認知症高齢者に生活の場を提供している事業者に対し、給付したものでございます。

5目の施設介護サービス給付費は支出済額 3 億 2,864 万 7,550 円で、保険給付費に占める割合は 43.6%、施設サービス利用者は決算年度末現在 98 人で、前年同期に比べまして 2 人の減であります。

9目の居宅介護サービス計画給付費、支出済額 2,673 万 7,242 円は、介護度 1 から介護度 5 までの要介護者が介護支援事業者から受けたケアプランの作成費用といたしまして 2,574 件分を 10 割給付したものでございます。

164 ページをお願いいたします。2項の介護予防サービス等諸費 3,633 万 2,316 円でございますが、介護認定で要支援 1、要支援 2 と判定された方に対して、重度化を抑制または現状維持し、居宅での生活が送れるようサービスを提供したものでありまして、給付項目につきましては、施設介護サービスを除き前項の介護サービス等諸費と同様でございます。主な支出は、1目の介護予防サービス計画給付費 3,162 万 5,793 円でありまして、要支援者に提供した居宅支援サービス費用に対し 9 割給付をしたものでございます。

次に、3項その他諸費の審査支払手数料、支出済額 104 万 5,392 円は、国保連合会へ介護保険の審査支払業務を委託しておりまして、1件当たり 90 円 30 銭の手数料を支払うもので、1万 1,577 件分で前年度に比べ 369 件増加しております。

166 ページをお願いいたします。4項の高額介護サービス費、支出済額

1,046万1,016円でございますが、定率1割の利用者負担が高額になった場合、負担の上限額を定め、その分を償還払いで給付するものでございまして、955件分でございます。

5項1目の特定入所者介護サービス費、支出済額2,543万3,940円は介護保険施設等における食費、居住費が保険給付の対象外となったため、低所得者の負担軽減を図るため、負担限度額を超えた部分について給付したものでございまして、支払い件数1,012件分でございます。

次に、3款地域支援事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費、支出済額153万6,002円は、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者に対しまして、予防と悪化防止を目的として元気はつらつ教室等の事業を実施いたしました。

次のページ、2目の介護予防一般高齢者施策事業費449万7,140円、これにつきましては、すべての高齢者を対象にいたしまして、介護予防に資する活動の育成支援を目的といたしました事業で、主な支出は委託料348万3,050円でございます。

2目の包括的支援事業任意事業費443万6,380円でございますが、主なものは5目の任意事業費、次のページの委託料311万4,000円でありまして、配食サービス事業委託料でございます。

次に、4款基金積立金であります。介護給付費準備基金へ1,362万2,258円の積み立てをいたしました。平成19年度末基金残高は2,362万2,838円でございます。

5款諸支出金、支出済額2,894万7,712円でございますが、平成18年度決算における精算分といたしまして、国の負担金、県の負担金及び支払基金交付金の返還及び県の財政安定基金へ平成19年度分の償還金でございます。

2目の繰出金の一般会計繰出金、支出済額722万6,134円は、町の介護給付費負担金における前年度の精算分といたしまして一般会計へ繰り出したものであります。

6款の予備費であります。予算現額914万円でございます。

以上、歳出合計、当初予算額9億1,131万8,000円、補正予算額2,913万7,000円、継続費及び繰越事業費繰越額198万5,000円、予算現額9億4,244万円、支出済額8億2,522万4,159円、不用額1億1,721万5,841円、執行率は87.6%でありました。

172ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたし

ます。

○柳 勝次議長 続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業決算について細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、下水道につきましては主要な施策の説明書で行います。

201 ページをお開きください。まず、事業の概要ですけれども、平成 19 年度末の整備状況でございます。これは全体計画面積につきましては、418 ヘクタールで変わらず、それから認可計画面積ですけれども、これが 301.8 ヘクタールになっております。これはその前年度が 279.9 ということでございました。20 年の 3 月 31 日付で認可された面積 301.8 ヘクタールでございます。これ 21.9 ヘクタールの増となっております。それから、処理区域面積、これが 245.5 ヘクタール、これにつきましては、10.7 ヘクタールの増となっております。10.7 ヘクタールの増ですね。それから、行政人口については 1 万 9,054 人、これは 99 人ほど減っております。全体計画人口については、1 万 6,000 人で変わらず、処理区域内人口につきましては、1 万 231 人ということで、これは 468 人ふえております。水洗化人口 8,312 人、183 人の増ですね。それから、人口普及率なのですけれども、これは 53.7、この人口普及率につきましては、1 万 9,054 人分の 1 万 231 人ということで、これが 2.7%ほどふえておるといってございませう。全国平均ですと、平成 19 年度末で 71.7%の普及率だそうなんです。面積普及率につきましては 58.7、これは 418 ヘクタール分の 245.5 ということで 58.7%でございます。それから、水洗化率、これは 81.2 ということで、18 年度に比べますと 2.1%減っております。これは 1 万 231 人分の 8,312 人ということで、新しく処理区域に加わった区域内で下水道につなぐ世帯が少なかったということで 2.1%の減になっております。

続きまして、202 ページをお願いいたします。歳入の状況ですけれども、これは款別ですけれども、まず 1 款の分担金及び負担金、これ平成 19 年度は 3,081 万 4,820 円ということで、18 年度に比べると 2,183 万 3,205 円、増減率は 243.1 ということで 3 倍以上ふえているということですが、これにつきましては、右のページにもありますけれども、志賀の本竹地区の受益者負担金の賦課が始まったということによるものでございます。

それから、2 款の使用料及び手数料 1 億 9,426 万 6,300 円、これについては前年に比べると 411 万 1,854 円、2.2%の増ということでございます。

3款の国庫支出金については4,800万円で3,000万円の増。

それから、繰入金2億4,000万円ですけれども、これについては18年度が2億6,640万円ということで2,640万円の減ということで、9.9%の減となっております。

繰越金については2,476万3,345円。

それから、7款の町債につきましては9,030万円ということで、これは比較は5,850万円の増ということでございます。

そして、歳入合計が6億2,828万1,733円ということで、合計額の比較は1億111万6,260円の増ということでございます。

それから、歳出の状況ですけれども、1款の総務費でございますけれども、これは5,754万8,382円ということで、18年度に比べると561万1,616円、10.8%の増でございますが、これは職員の1名分によるものが大きいということでございます。

それから、2款の事業費2億9,193万4,153円ですけれども、比較については1億1,131万2,169円、61.6%の増と。

それから、3款の公債費につきましては、2億6,497万6,296円、これは486万7,082円の減ということでございまして、歳出合計額につきましては、平成19年度は6億1,445万8,831円、比較につきましては1億1,205万6,703円と、22.3%の増となったものでございます。

203ページをお願いいたします。細かくちょっと見ていきたいと思っておりますけれども、一番上の下水道事業の受益者負担金、この中でふえた、先ほど申し上げましたけれども、志賀の本竹地区納付者数が94人、収入金額については2,092万6,560円ということでございます。対象世帯については96世帯ありました。それから、その下の東原の土地区画整理事業分ということで299万9,700円入っております。このところについては、東原全体では2万885.74平方メートルということで、これは5年間で納めてもらうということになっておりまして、19年度についても299万7,000円の負担金が入ってきたということでございます。これの合計額につきましては、収入金額が先ほど申し上げた分担金及び負担金のところと同じですが、3,081万4,820円ということで、徴収率は91.1%でございました。

それから、2款の使用料及び手数料のところの下水道使用料ですけれども、使用戸数、これにつきましては3,269戸ということで、18年度に比べると一応80戸の増となっております。それから、この調定額ですけれども、調定の収入額ですけれども、現年度分については1億8,580万4,242円ということで、徴収率は95.4%、滞納繰越分についての収入額は833万2,058円、徴収率は73.9%ということで、合計額は1億9,413万6,300

円ということでございます。これは昨年、18年度に比べると2.16%の増ということで、410万6,814円ほどふえております。

それから、204ページをお願いいたします。7款の町債の下水道事業債、そのうちの流域下水道事業債、これの借入額が1,540万円、利率については2.10%で借りたということでございます。

それから、その下の公共下水道事業債でございますが、合計額が7,490万円ということで、これも利率については2.10%ということでございます。

それから、次のページをお願いします。205ページですけれども、歳出ですが、1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですけれども、これにつきましては、8節の報償費のところでは受益者負担金納付前納付報奨金260万3,620円、これは志賀本竹地区の賦課が始まりましたので、その一括納付があったということで、この金額が出ております。

それから、下のほうにいて15節の負担金補助及び交付金のうちの負担金、このうちの水道事業会計職員人件費等ということで211万円ありますけれども、これは課長の人件費の負担金でございます。これは平成18年度については、半分ということで539万円だったのですけれども、19年度についてはこれが20%になって211万円の支出をしていくということでございます。

それから、2款の事業費のほうに入ります。この一番下の委託料ですけれども、これは483万5,250円ということで、内容についてはご高覧をいただきたいと思っております。

206ページをお願いいたします。工事請負費ですけれども、これが1億3,195万4,550円ということで、これは前年度が3,969万4,200円ということで、9,226万350円というふうに大幅に工事請負費のほうはふやさせていただいております。この事業については、ここにずらっとありますけれども、このうち平成19年度につきましては、一番上のH-19の1工区の工事、これが3,118万5,000円という事業費がありますけれども、これと3番目のH-19の3工区の工事2,100万円というのがありますけれども、この2つにつきましては、制限付の一般競争入札で実施をさせていただいております。両方は菅谷地内の工事でございます。工事の内容については、ご高覧をいただきたいと思っております。

208ページをお願いいたします。19節の負担金補助及び交付金のところの負担金、これは市野川流域下水道事業建設費等で1,722万7,650円の支出がありました。それから、22節の補償補てん及び賠償金のところの409万5,000円ですけれども、これにつきましては、補償料ということで

上水道のほうに払っている金額でございます。

それから、次の今度は維持管理費、この委託料、これが1,181万4,600円ということで、これにつきましては、18年度が1,564万7,100円ということで383万2,500円ほど減っております。その内容につきましては、一番上の下水道使用料徴収業務委託というのがありますけれども、これが411万8,100円、これにつきましては、平成18年度が400円、1件400円だったものが、平成19年度については200円と、これは税抜きですけども、そういうふうな金額になったことによって減っているということでございます。

それから、209ページ、最後の款でございますけれども、この公債費の償還金利子及び割引料でございますけれども、これの内容につきましては、元金の償還金が1億5,426万2,502円、利子の償還金が1億1,071万3,794円、合計が2億6,497万6,296円ということでございます。それから19年度に借り入れたものが9,030万円、そして平成19年度の現在額が34億8,166万8,089円、これにつきましては、前の年度よりも6,396万2,502円減っております。

以上で下水のほうの決算のほうの説明を終わらせていただきます。

済みません。次は上水のほうですけども、これにつきましては、決算書のほうお願いいたします。決算書の203ページ、決算書の203ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。まず、平成19年度の嵐山町水道事業決算の報告書、これは税込みの数字でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますけれども、第1款の事業収益、この決算額につきましては5億6,526万6,680円、これは18年度に比べると549万8,108円、率にすると0.98%増ということになっております。

第1項の営業収益ですけども、これが5億5,667万1,369円ということで、これは金額ですと353万2,854円の増、率だと0.4%の増ですね。それから、営業外収益ですけども、これが859万5,311円ということで、金額では196万5,254円、率だと29.6%の増となっております。

それから、支出ですけども、第1款の事業費用、決算額は4億1,881万9,359円ということで、これは18年度に比べると、金額だと541万6,626円の減というふうになっております。

第1項の営業費用につきましては3億8,130万5,199円、営業外費用につきましては3,663万9,060円、第3項特別損失87万5,100円、これは不納欠損分ですが87万5,100円ということでございます。

そして、204ページをお願いいたします。続きまして、これは資本的収入及び支出でございますが、まず資本的収入につきましては、決算額は349

万5,000円ということで、これにつきましては、公共下水道関連工事で309万5,000円、消火栓の設置ということで40万円、川島地区でありましたけれども、その合計額で349万5,000円ということでございます。

それから、支出のほうですけれども、資本的支出ですけれども、この決算額は1億8,659万9,492円ということで、これは18年度に比べると5,772万5,554円の減というふうになっております。

第1項の建設改良費につきましては1億2,555万8,812円、それから第2項の企業債の償還金6,104万680円ということでございます。

そして、この欄外にありますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減債積立金の6,100万円、建設改良積立金の1億円等で補てんをいたしました。

続きまして、次のページの嵐山町の水道事業の損益計算書、これにつきましては、税抜きでございます。まず、1の営業収益でございます。そのうちの(1)の給水収益、これが5億37万9,270円、これにつきましては、18年度に比べると997万5,820円ふえております。2%の増ということになっております。

それから、その他営業収益については、2,890万4,137円ですけれども、これについては減っております。前年度に比べると650万3,632円、18.4%の大幅な減になっておりますけれども、これは加入金、水道の加入金が減ったということで、それが300万3,000円ほど減っていると。それから、下水道の使用料の徴収委託、これが先ほど下水のほうで申し上げましたけれども、400円から200円になったということで386万4,000円ほど減っているということでございます。それで営業収益全体が5億3,023万5,787円。

それから、2の今度営業費用になりますけれども、そのうちの(1)の原水及び浄水費9,579万1,526円、これにつきましては、主なものについては、この中に県水が入っておりますけれども、県水が立米が76万8,421立方メートル、それで1立米当たり61.78円ということで、県水の費用が4,747万3,053円ということで、1日平均約2,100立米を県水から受けているということでございます。それから、営業費用全体としてはこれが右側の3億7,369万1,882円ということでございます。

そして、その下の営業利益、これにつきましては1億5,654万3,905円ということで、平成18年度に比べると775万564円、5.2%の増となっております。

それから、営業外収益ですけれども、(1)の受取利息及び配当金、これが360万2,449円ということで、18年度については82万2,738円とい

うことで、これが 277 万 9,711 円ふえております。

それから、(2)の他会計負担金、これについては 211 万円ということで、これ水道の課長の先ほど申し上げました人件費の負担金であります、328 万円ほど減っているということでございます。

それから、(3)の雑収益ですけれども、これが 286 万 852 円、その前の年が 41 万 535 円ということで、これにつきましては有価証券の売却益等でございます。利息と有価証券の売却益で約 565 万円ほどでございます。

それで営業外収益全体で 857 万 3,301 円ということで、18 年度に比べると 195 万 28 円ほど増ということになっております。

4の営業外費用でございますけれども、これにつきましては、支払利息、これは企業債の利息でございますが、2,303 万 1,134 円ということでございます。

それから、経常利益、これにつきましては1億 4,166 万 3,146 円、平成 18 年度が1億 2,828 万 3,727 円でございますので、1,337 万 9,419 円ほどふえているということでございます。

5の特別損失につきましては 83 万 4,648 円。

それで当年度純利益につきましては1億 4,082 万 8,498 円。それから、前年度繰越利益剰余金が 17 万 8,634 円ありましたので、当年度未処分利益剰余金につきましては、1億 4,100 万 7,132 円となるものでございます。

続きまして、206 ページ、平成 19 年度の嵐山町の水道事業の剰余金の計算書でございますが、まず利益剰余金の部ですけれども、減債積立金のこの当年度末残高については1億 3,350 万円、建設改良積立金の当年度末残高1億 700 万円、積立金の合計額が2億 4,050 万円ということになっております。

そして、一番下で当年度未処分利益剰余金につきましては1億 4,100 万 7,132 円でございます。

それから、資本剰余金の部ですけれども、これについてはご高覧をいただきたいと思っております。

208 ページをお願いいたします。次年度の繰越資本剰余金につきましては 19 億 8,907 万 914 円ということでございます。

そして、その次 209 ページ、平成 19 年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書(案)ということでございますが、当年度未処分利益剰余金が1億 4,100 万 7,132 円でございますが、これを減債積立金で 5,416 万円、建設改良積立金で 8,684 万円、合計が1億 4,100 万円ということで、次年度繰越利益剰余金につきましては 7,132 円となるものでございます。

続きまして、210 ページをお願いいたします。一応貸借対照表でございますが、資産の部なのですけれども、これ固定資産、この有形固定資産の合計額が 36 億 531 万 8,259 円、これにつきましては 18 年度と比べると 3,057 万 6,548 円ほど減っております。固定資産の合計額については 36 億 600 万 4,159 円となるものでございます。

それから、次のページの今度は流動資産のところでございますけれども、流動資産のところの(3)の有価証券につきましては、5億 9,963 万円ほどの金額が示されております。

それから、流動資産の合計額が 13 億 3,236 万 4,871 円ということで、資産の合計額が 49 億 3,836 万 9,030 円となるものでございます。

それから、次の負債の部でございますけれども、固定負債、引当金、これは前と同じで修繕引当金 3 億 176 万 5,272 円、これは変わりません。

それから、流動負債のうちの合計ですけれども、1 億 8,741 万 8,193 円、負債の合計額が 4 億 8,918 万 3,970 円となります。

212 ページ、今度は資本の部でございますが、5の資本金でございます。この自己資本金につきましては 15 億 8,415 万 3,769 円、これにつきましては平成 18 年度が 14 億 2,315 万 3,769 円でありました。ですから、1 億 6,100 万円ふえております。このふえた理由は、減債積立金の 6,100 万円、それから建設改良積立金 1 億円、これを処分して資本整備を行ったということで、これが自己資本金のほうに入っておるということでございます。

それから、(2)の借入れ資本金でございますが、1の企業債、これは借入れ資本金ですけれども、一般では負債として扱っておりますけれども、一般企業では、企業会計では負債ですけれども、この企業債の 19 年度末残高 4 億 9,445 万 3,245 円ということで、これは 18 年度に比べると 6,104 万 680 円ほど減っているということでございます。

それで資本金の合計額が 20 億 7,860 万 7,014 円ということで、資本金の合計額は 9,995 万 9,320 円ふえているということでございます。

それから、剰余金につきましては、一番下の合計額は 23 億 7,057 万 8,046 円。

それから、資本の合計額が 44 億 4,918 万 5,060 円ということで、負債資本の合計額が 49 億 3,836 万 9,030 円ということで、これにつきましては、資産の額と合致をするということでございます。

それから、最後に工事の概況を見ていただきたいと思うのですけれども、218 ページ、19 年度に行いました建設改良工事の概況でございます。このところに 12 本ほど載っているわけですけれども、これの合計が工事金額が 9,290 万 1,900 円になります。そして、この中で町内業者には 4 つやっ

ていただきまして、上から3番目の県道深谷-嵐山線の送水管布設替え工事というのが1,564万3,950円、それから2つ下、3つ目ですか、町道1-10号配水管布設替え工事というので1,323万円、これ川島地内ですけれども、これも町内業者にやっていたいただきました。それから町道吉田37号線の配水管布設替え工事ということで1,952万8,950円、これも町内業者。それから町道古里7-293号線の配水管の布設替え工事1,335万1,800円、これも町内業者ということで、この4件をやっていただきました。この合計額が6,175万4,700円になります。12分の4で全体では66.47%が町内業者にやっていたという数字でございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 4時00分

再 開 午後 4時13分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、定額基金運用状況報告について、担当課長から説明を求めます。

まず、奨学資金貸付基金について、教育委員会、小林学務課長。

〔小林一好教育委員会学務課長登壇〕

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、私のほうから奨学資金貸付基金につきまして運用状況についてご報告をさせていただきます。

基金の設定年月日でございますけれども、昭和48年3月30日でございます。基金の設定額でございますけれども、6,400万円、前年度末現在高、現金が2,538万3,600円、貸付金が3,861万6,400円でございます。決算年度中の増減額でございます。まず、増額でございます。積立金はございません。回収額、返還金といたしまして1,235万8,200円、26人分でございます。運用利息3万521円、運用預金利息2万5,084円、延滞金5,437円となっております。

続きまして、減額でございます。運用額として貸付金540万円、7人分でございます。振りかえ繰り出し3万521円、これは預金利息等を一般会計へ繰り出すものでございます。決算年度末現在高、現金が3,234万1,800円、貸付金が3,165万8,200円となっております。

続きまして、付記の関係で返済未済額157万1,000円となっているところでございます。なお、この157万1,000円につきましては、前年度末に比べまして9万9,000円ほど未済額がへっておるという状況でございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、土地開発基金について、金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 土地開発基金の運用状況につきまして報告をさせていただきます。

基金の設定年月日は昭和45年10月1日でございます。基金の設定額は5,000万円でございます。前年度末現在額でございますが、現金で2,174万9,059円でございます。土地と補償で2,825万941円でございます。決算年度中の増減額でございますが、増額につきまして、積立金回収額はございません。運用利息につきましては4万435円でございます。

減額でございますが、運用額につきましては504万8,410円でございます。菅谷187号線ほか5路線の土地と補償費でございます。繰出金はございません。振りかえ繰り出しについては4万435円を一般会計へ振りかえ繰り出しをさせていただいております。決算年度末現在高につきましては、現金で1,670万649円でございます。土地と補償で3,329万9,351円でございます。

以上で報告とさせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、介護保険高額介護サービス費貸付基金について、井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは、報告をさせていただきます。

基金名、介護保険高額介護サービス費貸付基金でございます。基金設定年月日、平成12年4月1日、基金設定額300万円でございます。前年度末現在高300万円、現金でございます。貸付金はゼロでございます。決算年度中の増減額でございますが、増額につきましては、運用利息5,982円、預金利息でございます。

減額は振りかえ繰り出しでありまして、5,982円の預金利息を介護会計へ振りかえ繰り出しをしております。決算年度末現在高300万円、現金でございます。貸付金はございません。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、国民健康保険高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金について、中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、国民健康保険高額療養費貸付基金の報告をさせていただきます。

基金設定年月日は昭和62年4月1日でございます。基金設定額は600万円でございます。前年度末現在高、現金で279万9,000円、貸付金

320万1,000円でございます。決算年度中の増減額の増額は、回収額236万6,000円は返還金でございまして、延べ11人でございます。運用利息7,227円は預金利息でございまして、国保会計へ振りかえ繰り出しをしております。

それから、減額は運用額111万5,000円は貸付金で延べ7人、振りかえ繰り出し7,127円は預金利息でございまして、決算年度末現在高は、現金で405万円、貸付金195万円でございます。

続きまして、出産費資金貸付基金の報告をさせていただきます。

基金設定年月日は平成13年10月1日でございます。基金設定額は100万円でございます。前年度末現在高、現金で65万円、貸付金35万円でございます。決算年度中、増減額の増額は、回収額70万円が返還金でございまして、2人でございます。運用利息1,785円は預金利息でございまして、国保会計へ振りかえ繰り出しをさせていただきますいております。

減額は運用額35万円は貸付金で1人でございます。振りかえ繰り出し1,785円は預金利息でございまして、決算年度末現在高は、現金で100万円でございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 以上で提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成19年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月25日から8月6日までの間、役場執行部控室におきまして、藤野監査委員とともに当該審査を実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書及び附属財務諸表は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

普通会計決算においては、経常収支比率や公債費比率の状況から財政構造の健全性を高める努力が引き続き求められる状況であります。

入面では地方交付税の減少が続くものの、自主財源の構成比の半分以上を占める町税の増収もあり、ここ5年間財政力指数が徐々に高くなっております。

また、歳出面では義務的経費の人件費の減少や公債費における繰り上げ償還を行う等、財政健全化への努力が認められます。

さらに、個別事業においても厳しい財政事情の中で工夫を凝らし、新規事業に取り組んでおります。

公営企業会計である水道事業は、一般管理費等削減に日ごろ努力され、安定した利益確保をされていますが、今後施設の老朽化による維持管理費の増加が見込まれることからなお一層の事業の効率化に励まれることは肝要と存じます。

全体の公表といたしまして、予算の執行は各課ともに法令等に基づき適正に処理されておりました。今後も厳しい財政状況は続くと思われませんが、費用対効果を念頭に置いた事業展開と適切な予算執行を望むものでございます。

なお、細部については決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告のすべてが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は決算議案6件を一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本決算議案6件の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算議案6件は12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期

中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○柳 勝次議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会はお手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長の互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時27分

再 開 午後 4時38分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、渋谷登美子議員、副委員長、村田廣宣議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

渋谷決算審査特別委員長。

〔渋谷登美子決算審査特別委員長登壇〕

○渋谷登美子決算審査特別委員長 では、平成19年度決算特別委員会の委員長に就任いたしました。皆さんで十分に平成19年度の決算を審議していただきますようよろしくお願いいたします。こちらもどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○柳 勝次議長 ありがとうございます。

◎請願の委員会付託

○柳 勝次議長 日程第 13、請願の委員会付託を行います。

本職あて提出されました請願第2号「消費税の税率引き上げ反対を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第3号 ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める請願は総務経済常任委員会に、請願第4号 嵐山町の子どもたちが安心・安全な学校生活を送れるように願う請願書及び請願第5号「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願は文教厚生常任委員会に、会議規則第 92 条の規定により付託したいと思っておりますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第2号、請願第3号、請願第4号及び請願第5号の審査につきましては、会議規則第 46 条の規定により今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号、請願第3号、請願第4号及び請願第5号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により9月 25 日、26 日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月 25 日、26 日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時42分)